

令和3年度
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

交付申請の手引き (C)指定設備導入事業

2021年5月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

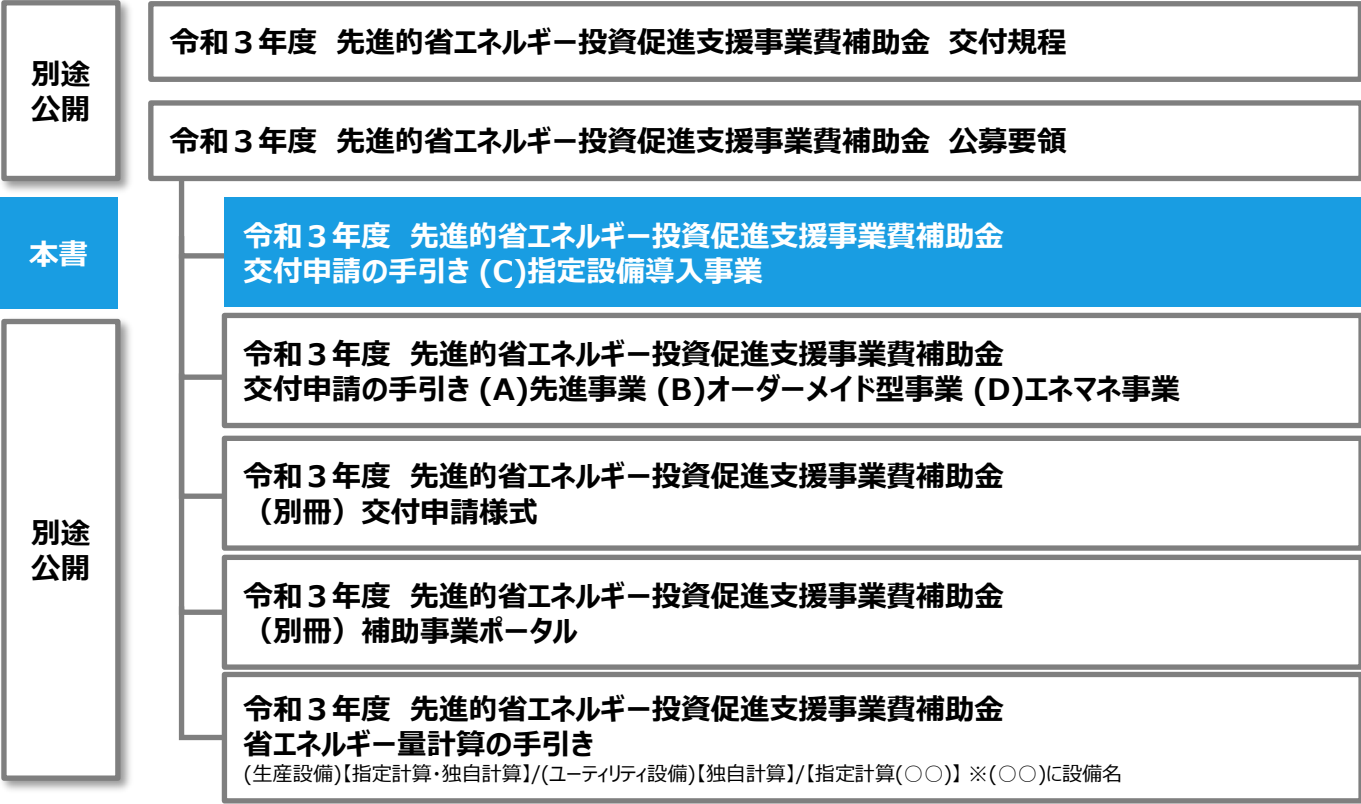
本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及びSIIが定める「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することという。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く。）

本書は、令和3年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」(以下、「本事業」という。)における、**事業区分(C)指定設備導入事業の単独申請について、事業概要や申請に必要な添付資料について説明する**手引きです。

＜その他の手引きとの関係＞

- 添付資料を入手・作成した後、申請書類を作成する手順については、下図に記載の「別冊」の手引き(2冊)、及び設備別に用意された「省エネルギー量計算の手引き」を併せて確認してください。
- 事業区分(A)、(B)、及び(D)の補助対象設備と組み合わせて申請する場合(組み合わせ申請)は、省エネルギー量計算の考え方や、提出すべき申請書類が変わります。詳細については、別途公開の「交付申請の手引き(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」を参照してください。
- その他本事業の「交付規程」、「公募要領」等、関連する全ての書類等をよくご覧いただいた上で、交付申請を行ってください。全ての資料は、SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)内、本事業の「公募情報」よりダウンロードできます。



■ 本補助金を申請する際の注意事項

- 交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。
- 交付申請後にSIIの審査があります。審査の過程で不備や不足が判明した場合、SIIからの不備解消依頼にご対応いただく必要があります。スムーズな審査のため、【公募要領】、【交付申請の手引き】、ほか関連する書類をよく読み、不備や不足のない書類を提出していただくようご協力をお願いします。
- 交付申請にあたってはSIIが提供するシステム「補助事業ポータル」を使用します。
- 交付申請においては、省エネルギー計算が必要です。
- 事業者は、交付決定を受けた後に実績報告書を提出し、事業完了した後に成果報告書（1年間の省エネルギー実績等）を提出する必要があります。また、更新後に補助対象設備の使用エネルギー量を実測するため、設備によっては別途計測器等が必要となる場合もあります。予めご了承ください。

交付申請の手引き (C)指定設備導入事業

補助金を申請及び受給される皆様へ
本書について

第1章 申請する前に		
1-1	交付申請の流れ	 P.5
1-2	公募要領の確認	 P.7
1-3	申請単位について	 P.9
1-4	共同申請について	 P.10
1-5	手続担当について	 P.13
1-6	省エネルギー量計算について	 P.14
第2章 見積の取得と導入設備の選定		
2-1	見積の取得	 P.17
2-2	製品カタログの提出方法	 P.18
2-3	見積の確認、設備の選定	 P.19
第3章 添付資料の入手・作成		
3-1	添付資料の入手・作成	 P.23
3-2	添付資料の詳細	 P.27
以降の手順、その他事項について		
交付申請までの残手順		 P.49
<参考> 事業区分(C)のポータル出力書類		 P.50
<参考> 着工前写真の撮影 ※交付決定前に設備を撤去する場合		 P.51

■ 更新履歴

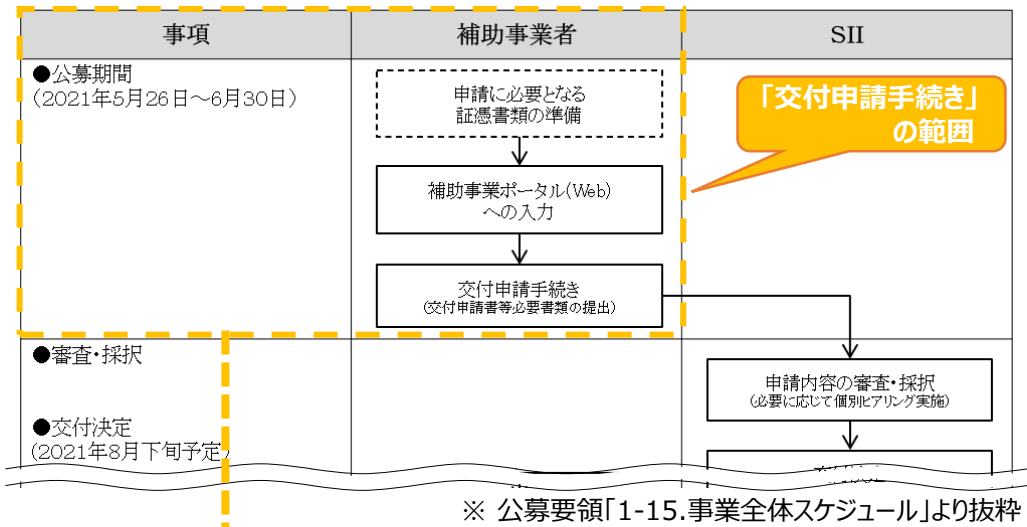
No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2021/05/27	-	新規作成
2	1.1	2021/05/31	P.7	※1、※2の説明文修正
			P.17、18、45	カタログ提出についての説明文修正(提出を要する設備区分を明示)
3	1.2	2021/06/10	P.23	文書番号「C-2-1」を削除(正:事業区分(C)の単独申請の場合は出力されません)

第 1 章 申請する前に



1-1 交付申請の流れ

本書で説明する交付申請手続きの手順は、以下のとおりです。
本事業の全体スケジュール(交付申請から交付決定、及び交付決定後、補助金交付まで)は、公募要領「1-15.事業全体スケジュール」を確認してください。



交付申請手続きの手順

公募要領、手引き等の確認

- ・公募要領、交付申請の手引き(本書)等をよく読み、事業内容を理解する → 第 1 章参照

見積の取得、導入する設備の選定

- ・既存設備の能力と稼働条件をふまえて導入する補助対象設備を検討する → 第 2 章参照

添付資料の入手・作成

- ・申請時に添付する書類を入手・作成する → 第 3 章参照

「(別冊) 補助事業ポータル」を参照して実施

補助事業ポータルのアカウントを取得

- ・SIIのホームページ (<http://sii.or.jp/cutback03/>) から補助事業ポータルのアカウント (IDとパスワード) を取得する。

補助事業ポータルの入力、書類印刷

- ・補助事業ポータルの入力必須項目を全て入力する。内容に不備がないことをよく確認し、データを確定する。
- ・補助事業ポータルで作成した書類を全て印刷する。

「(別冊) 交付申請様式」を参照して実施

全書類のファイリング

- ・用意した書類、及び補助事業ポータルで印刷した書類を併せて交付申請書(正本)、(副本)の2冊を作成する。
- ・SIIへ交付申請書(正本)を郵送することにより申請完了。

交付申請(郵送)

- <提出期限>
2021年6月30日(水) 17:00必着
※SIIへの直接持込は、受け付けできません。
※上記期限はSII私書箱必着です。消印日ではありません。

SIIの審査を経て、交付決定へ

※ 以降の手順の詳細については、交付決定後、交付決定を受けた補助事業者に向けて案内があります。

申請に必要な環境、及び書類について

本事業における交付申請は、P.23「提出書類一覧」で示された書類をファイルに綴じて郵送することで行います。SIIが提供するシステム「補助事業ポータル」(以下「ポータル」という。)にログインして必要情報を入力して書類を作成(印刷)し、提出してください。

申請手続きを始める前に準備する必要があるPC環境、及び入手・作成する書類は、以下のとおりです。

□ PC環境(ポータルログイン用)

- ・ 推奨環境は、以下のとおりです。
 - ソフトウェア : Adobe Reader等のPDF閲覧ソフト
 - 推奨ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 11 (Metroバージョンはサポート外)
Mozilla Firefox 最新の安定バージョン
Google Chrome 最新の安定バージョン
- ・ ポータルにログインするには、SIIが発行する「アカウント」が必要です。アカウントの取得手順、及びポータル操作方法の詳細については、別途公開の「(別冊) 補助事業ポータル」を参照してください。

□ 申請時に添付する書類

- ・ 役所等外部から入手するもの、SIIが定めるフォーマットで作成するもの等があり、また、条件に該当する場合のみ提出が求められるものもあります。
- ・ 詳細については、本書「第3章 添付資料の入手・作成」を参照してください。

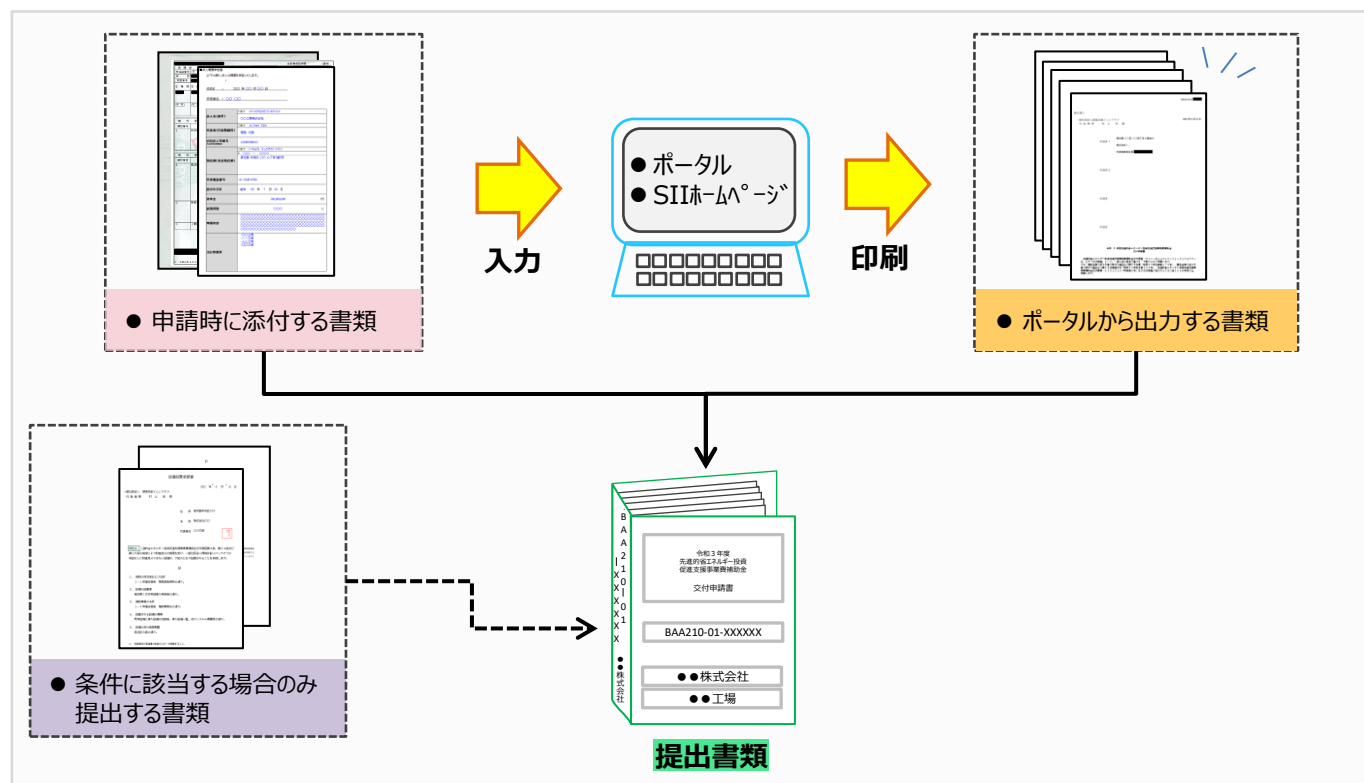
□ ポータルから出力する書類

- ・ ポータルに入力したデータをもとに、申請書類を作成、印刷する書類です。
- ・ 詳細については、別途公開の「(別冊) 補助事業ポータル」、及び「(別冊) 交付申請様式」を参照してください。

□ バインダー(書類提出用)

- ・ A4判、2穴のハードタイプを用意してください。

<ポータルと提出書類との関係イメージ図>



1-2 公募要領の確認

本書では、**事業区分(C)の単独申請**における補助金の交付申請手続きについて、説明しています。

本事業は、昨年度までの「区分Ⅰ.工場・事業場単位」、「区分Ⅱ.設備単位」で実施されたエネルギー使用合理化等事業者支援事業から制度が大幅に変更されています。申請にあたっては、公募要領(及び本事業の交付規程)を必ずよく確認してから手続きを開始してください。

次ページに、公募要領の中でも特に事業区分(C)の交付申請の「手続き」に関連する項目の記載箇所をまとめた表「**事業区分(C)に関する公募要領の参照箇所(申請手続きに関するまとめ)**」を掲載しています。参考にしてください。

- ※ その他の事業区分(A)、(B)、及び(D)についての公募要領の参照先やその他要件については、別途公開の「交付申請の手引き(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」を参照してください。
- ※ 事業区分(C)に該当する設備を事業区分(A)、(B)、及び(D)の補助対象設備と組み合わせて申請する場合(組み合わせ申請)は、省エネルギー量計算の考え方や、提出すべき申請書類が変わります。
事業としての考え方の詳細については公募要領「1-10.申請パターン」を、申請手続き方法や提出書類の詳細については、別途公開の「交付申請の手引き(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」を参照してください。

事業区分(C)指定設備導入事業とは

SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録、及び公表した指定設備を導入する事業です。

補助対象設備(設備区分) ※公募要領「4-1. 補助対象設備」((C)指定設備導入事業)

事業区分(C)指定設備導入事業の補助対象設備は、以下に示す設備区分に該当する設備であって、SIIが定める基準値を満たす省エネルギー性能を有し、SIIが登録したものとします。

- ※ 事業区分(C)の導入することができる設備は、以下設備区分に該当する設備のうち、本事業ホームページのメニュー内「指定設備の補助対象設備一覧」で公表する補助対象設備に限ります。
- ※ 各設備区分の基準値については、公募要領P.94以降に掲載の別表2「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」を参照してください。

●ユーティリティ設備

- ① 高効率空調 ② 産業ヒートポンプ(※1) ③ 業務用給湯器 ④ 高性能ボイラ ⑤ 高効率コージェネレーション
⑥ 変圧器 ⑦ 低炭素工業炉(※2) ⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ(※2) ⑩ 調光制御設備

- ※ 1 産業用ヒートポンプ(施設園芸用ヒートポンプを除く)、及び業務用給湯器(業務用ヒートポンプ給湯器)は、既存設備がヒートポンプ設備である場合の更新に限り、申請すること。
- ※ 2 低炭素工業炉、及び産業用モータ(モータ単体、ポンプ、送風機)は、原則指定設備として公表しないため、申請者自らが基準を満たしている設備であるか確認の上、申請すること。

●生産設備

- ⑪ 工作機械 ⑫ プラスチック加工機械 ⑬ プレス機械 ⑭ 印刷機械 ⑮ ダイカストマシン

事業区分(C)におけるその他の設備の要件 ※公募要領「4-1. 補助対象設備」((C)指定設備導入事業)

- ① エネルギー管理を一体で行っている国内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新すること。
- ② 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする。
- ③ 既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図る事業であること。
- ④ 更新前後で使用用途が同じであること。

※ 以下の設備については補助対象外

- ・ 将来用設備・予備設備等
- ・ 中古設備
- ・ 自社で製造する製品

事業区分(C)に関する公募要領の参照箇所(申請手続きに関するまとめ)

※ 事業区分(A)、(B)、及び(D)に関する参照箇所については、別途公開の「交付申請の手引き(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」を参照してください。

● 補助対象となる事業・事例、設備、及び経費

要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
補助対象事業	本事業において補助金交付の対象となる事業の要件	・ 1-4.補助対象事業
	補助対象と認められない場合	・ P.11「補助対象事業と認められない場合」
補助対象設備	本事業による補助を受けられる設備と基準値、及び要件	・ 4-1. 補助対象設備 ((C)指定設備導入事業) ・ 別表2「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」(P.94以降)
補助対象経費	本事業による補助を受けられる経費の範囲	・ 1-11.補助対象経費
補助金額	本事業による補助金額	・ 1-12.補助率及び補助金限度額

● 補助対象となる事業者、及び申請手続きを行える者

要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
補助対象事業者	本補助金の交付申請をする者の要件 (本事業による補助を受けられる者)	・ 1-5.補助対象事業者
申請手続きを行える者	補助事業者	・ 1-5.補助対象事業者
	共同申請者	・ 1-5.補助対象事業者(P.12③、P.16～18) ※ 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合で、SIIが定める条件に該当する場合 ※ 本書「1-4 共同申請について」も併せて確認してください。
	手続担当者 事業区分(C)における要件と、事業区分(A)、(B)における要件は異なります。注意してください。	・ 7-3.申請の手続担当 ※ 発注予定の設備の販売事業者に該当する場合 (事業区分(C)の場合) ※ 本書「1-5 手続担当について」も併せて確認してください。

● 本事業への申請単位 ※公募要領と併せて、本書「1-3 申請単位について」も参照してください。

要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
基本の申請単位	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位	・ 1-6.申請単位

1-3 申請単位について ※公募要領「1-6.申請単位」参照

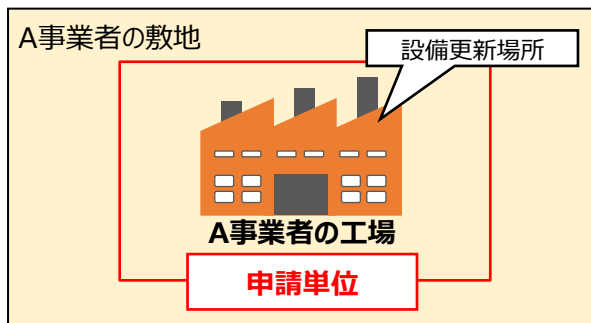
申請単位について以下に説明します。

基本の申請単位について

本事業における申請単位は、**原則、「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」**となります。

「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」とは、事業所内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを把握している範囲を指します。

- ※ 省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合、定期報告書内の事業所単位で申請すること。
- ※ 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること。
- ※ エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の共同管理である場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者が共同申請とすること。



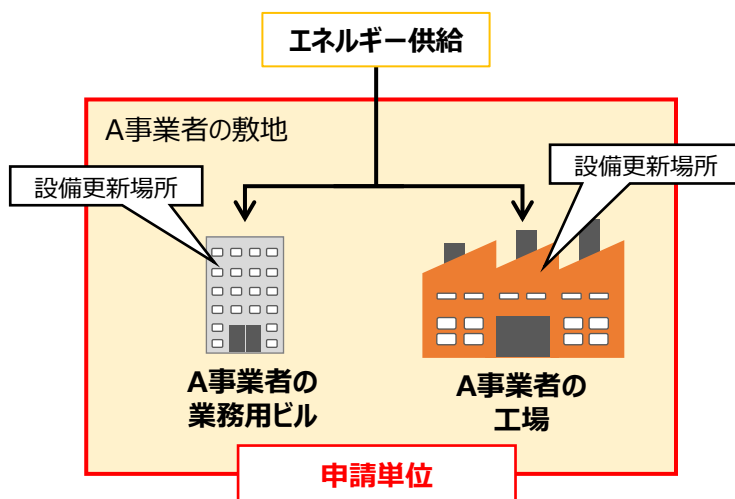
また、同一敷地内に建物が複数ある場合であっても、それらの建物のエネルギー使用量を一元的に管理し、エネルギーコストを把握している場合は、全ての建物を含む敷地内全てが、1つの申請単位となります。

<例>

敷地内に併設された(エネルギー使用量を一元的に管理している)工場と業務用ビルの両方で、設備の更新を行う場合。



工場と業務用ビルを含む敷地内すべてが、申請単位となります。



1-4 共同申請について ※公募要領「1-5.補助対象事業者」-「▶ 共同申請に該当する申請」参照

共同申請とは、複数の申請者がともに補助対象事業者となり、共同で交付申請を行う申請形態です。共同申請は、交付決定を受けてから補助事業の完了まで、及び補助事業の完了後も処分制限期間の間、共同で補助事業を実施します。共同申請の主な該当ケース、及び該当しないケースを以下に示します。
詳細については、公募要領P.16「導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合」をご覧ください。

主な共同申請に該当するケース

- 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合
※ リース事業者、及びESCO事業者を利用して申請する場合等
- 複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合

主な共同申請に該当しないケース

公募要領P.18「共同申請に該当しない申請」を併せて参照してください。

- **商業用ビル等にて店子として事業を行っている場合**
原則、建物・設備の所有者が申請者となります(下表の①)。但し、②、③の場合は、店子が申請者となります。

<申請パターン(例)と提出書類>

No.	建物所有者	設備所有者 (エネルギー 管理者)	設備使用者	申請者	提出書類
①	ビル所有者	ビル所有者	店子	ビル所有者	店子との契約書等の写し(※1)
②		店子	店子	店子	設備設置承諾書(※2)
③		店子	他のエネルギー使用者	店子	① 設備設置承諾書(※2) ② 店子と他のエネルギー使用者との 契約書等の写し

※1 設備所有者とエネルギー管理者が異なり、店子がエネルギー管理者である場合は、店子も共同申請者として申請してください。
※2 ビル所有者が、所有の建物等に店子による設備設置を承諾する書類で、ビル所有者の押印が必要です。
詳細については、P.44「添付25 設備設置承諾書」を参照してください。

信託財産として設備を導入する場合

- **導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合**
設備の所有者である「信託会社等(受託者)」、「投資会社等(受益者)」、及び「設備の使用者」等、信託に関わる全ての者による共同申請を行ってください(「投資会社等(受益者)」を共同申請の範囲に必ず含めてください)。
※ 導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合、店子が信託会社から設備設置承諾書を取得して単独で申請を行っても、受け付けることはできません。注意してください。
- **導入する補助対象設備の所有者が店子である場合**
上記の表<申請パターン(例)と提出書類> ②、③の場合と同様に、店子を申請者としてください。

本事業におけるリース契約の考え方

本事業において、リースを利用して設備を導入する場合、リース契約の要件は、以下の通りです。

<リース契約の要件>

- ・リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者による共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とすること。
※「設備使用者」…補助対象設備を実際に使用、及び管理する事業者のこと。
- ・同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
- ・リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)を提示すること。
- ・補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

<リース料金計算の基本的な考え方>

本事業におけるリース料金計算についての基本的な考え方は、下図の通りです。書類作成時に参考にしてください。

本事業におけるリース料金計算

補助対象経費から、**補助金の額を差し引いた経費**を算出します。

補助金の額を差し引いた経費から**金利・手数料等**を算出します。

リース対象費用の元本に金利・手数料等、保険料・諸税等を含めた**全ての金額がリース料金の総額**になります。

※ リース料金に補助対象外経費が含まれる場合は、補助金の額を差し引いた補助対象経費と補助対象外経費を分けて金利・手数料等を算出してください。

バルクリースについて

事業区分(C)を単独申請する場合においてのみ、バルクリースを利用することができます。

<バルクリースとは>

バルクリースとは、複数事業者の事業所において、既存設備を一括して高効率設備へ更新することにより、初期投資額を低減させ、その低減効果を活かしつつリースを実施する手法のことをいいます。

バルクリースを利用する際は、本ページに示す申請要件のほか、公募要領P.17「共同申請に該当する申請」－「(3) バルクリースを利用する場合」に記載の注意事項をよく確認してください。

<バルクリース利用時の申請要件>

バルクリースを利用する場合の申請要件は以下の通りです。

- ① 複数事業者、かつ4事業所以上において、同一のバルクリースを活用した事業であること(単一事業者の場合は4事業所であってもバルクリースによる申請は不可)。
- ② 複数の事業所において一括して設備更新を行うことにより、価格低減効果を生むこと。

(続く)

<バルクリース利用時の提出書類と注意事項>

上記要件バルクリースを利用する場合、全ての事業者が提出する書類、通常のリース利用による申請で求められる提出書類に加えて、「バルクリース申告書」を作成、提出する必要があります。



フォーマットはSIIより提供されます。バルクリースを活用するリース事業者等は、必ず事前にSIIへ連絡し、申請手続きについて指示を受けてください。

ナビダイヤル

TEL : 0570-055-122

※ IP 電話からのお問い合わせ

TEL : 042-303-4185

<受付時間 : 10:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日を除く) >

● バルクリース利用時の注意事項

- ・ バルクリースを利用する場合は、補助対象設備の使用者とリース事業者等の共同申請とし、バルクリースの取りまとめを行うリース事業者等が一括して申請を行うこと。
- ・ リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)、価格低減効果の説明資料(A.設備費における効果、B.工事費における効果、C.その他経費における効果)、バルクリースの実施体制図を提示すること。

※ 上記2点の注意事項のほか、前ページ<リース契約の要件>も満たしてください。

1-5 手続担当について ※公募要領「7-3.申請の手続担当」参照

※ 本項は、事業区分(C)の手続担当について説明しています。

事業区分(A)、(B)、及び(D)における手続担当については、公募要領「7-3.申請の手続担当」を参照してください。

事業区分(C)における手続担当とは、発注予定の設備の販売事業者が、発注者である補助事業者からの求めに応じて、申請その他の手続きを行うことです。

手続きを依頼された販売事業者は、「手続担当者」として申請者の代わりにポータルへログインし、申請書類(交付決定後は各報告書類)の作成・提出、及び修正依頼があった際の対応等、申請その他の手続き全般に関する業務を担います。

- 手続担当者は、申請者から依頼された手続きについて、善良な管理者の注意をもって間違いや不備のないように手続きを行ってください。但し、**手続担当者が行った業務についての結果責任は、申請者が負うものとします。**

- **交付申請だけを行う等、一部のみを担当することは認められません。**交付決定を受けた場合は必ず、[実績報告]その他の各申請・報告、及びそれらについての問い合わせ、修正依頼への対応等、事業全体にわたる手続きを行ってください。

※ この際、ポータルのアカウント(IDとパスワード)は、申請者、手続担当者のいずれが取得しても構いませんが、申請手続きの途中で対応が継続できなくなる等、申請者に対する不利益が生じないようにしてください。

- **SIIは、手続担当者に対して提出した書類に対する問い合わせを行います。**

手続担当者は、申請者の不利益にならないよう、**遅滞なく確実な対応**を行ってください。

なお、必要に応じてSIIから申請者へ連絡することがありますので、あらかじめご了承ください。

手続担当の対象業務

手続担当の対象業務は以下のとおりです。

<手続担当が作成する書類>

- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 精算(概算)払請求書
- ⑦ 補助事業年度末実績報告書
- ⑧ 成果報告書
- ⑨ 補助事業承継承認申請書
- ⑩ その他SIIが指示する手続き

<手続担当者の責務、及び不正行為に対する措置>

- 手続担当者は、手続きに当たって申請者から提供され、又は知り得た情報について、他用途転用の禁止等の営業秘密を保持すること。
- SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために手続担当者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- 手続担当者が手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の手続担当の停止や、当該手続担当者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

1-6 省エネルギー量計算について

事業区分(C)における省エネルギー量計算について説明します。

全設備区分に共通の考え方

● 指定計算と独自計算

事業区分(C)の省エネルギー量は、ポータルに導入予定設備の稼働時間等を入力することによって、設備(型番)毎に自動的に計算されます(**指定計算**)。

- ① 事業区分(C)を単独申請する場合は、指定計算で算出された値で交付申請することができます。
※ ただし、申請者が独自に計算式や使用する数値を独自に設定して行う省エネルギー量計算(**独自計算**)の算出結果をもって申請しても構いません。
- ② 他の事業区分に該当する設備と組み合わせて申請する場合は、必ず独自計算を行い、事業区分(C)に該当する設備と併せて、事業全体の計画省エネルギー量を算出する必要があります。組み合わせて申請する場合は、必ず別途公開の「交付申請の手引き (A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」を確認してください。

● 計算期間

既存設備の計算期間は2020年4月～2021年3月までの12か月間を対象としてください。

● 計算裕度

裕度とは、成果報告時の省エネルギー量が、交付申請時の計画省エネルギー量を未達成とならないようにするために、安全率として設定するものです。
公募要領P.30をよく確認してから設定してください。

ユーティリティ設備の省エネルギー量計算

ユーティリティ設備の省エネルギー量計算の概要については下表を、各計算方法の詳細については別途公開の「省エネルギー量計算の手引き」を参照してください。

計算方法	概要
指定計算	SIIが指定する計算式とSIIが指定する標準的な数値テーブル (負荷率等)を用いて、製品型番登録された導入予定設備の「仕様・能力」から省エネルギー量を計算する方法。
独自計算	① 計算式や使用する数値を事業者が独自に設定し月別に省エネルギー量を計算する方法。 ※ 計算過程説明書の提出が必要です。詳細については、別途公開の「省エネルギー量計算の手引き(ユーティリティ設備)【独自計算】」P.6を参照してください。 ※ 第三者にもわかるように独自計算の考え方を示し、計算に用いる数値の根拠について記載してください。 ② SIIが指定する計算式を用いたSII省エネ計算フォーマット(Excelファイル)を使用して計算する方法。 導入予定設備の「仕様・能力」は、製品型番登録された値、もしくはカタログ等から把握できる値を使用し、独自で設定可能な負荷率、稼働時間等から省エネルギー量を計算する。 ※ 負荷率、稼働時間の根拠を示す証拠の提出が必要 ※ 上記フォーマットはSIIのホームページよりダウンロード可能です。 ダウンロード方法については、P.25「指定様式のダウンロード」を参照してください。

<ユーティリティ設備の省エネルギー量計算の手引き>

選択する計算方法、及び設備区分によって、以下のように分かれています。

- ・指定計算・・・『省エネルギー量計算の手引き【指定計算（設備区分名）】』
- ・独自計算・・・『省エネルギー量計算の手引き（ユーティリティ設備）【独自計算】』

生産設備の省エネルギー量計算

生産設備の省エネルギー量計算の概要については下表を、各計算方法の詳細については別途公開の「省エネルギー量計算の手引き」を参照してください。

計算方法	詳細
指定計算	•SIIが指定する計算式を用い、メーカーから提供された「製品情報証明書」、及び事業者が把握している稼働状況(年間稼働時間等)の値を補助事業ポータルに入力することで、省エネルギー量を簡易に計算することができます。 •既存設備の性能は、導入予定設備の一代前モデルの性能値を用いて計算を行います。
独自計算	•既存設備のエネルギー使用量を把握し、かつ導入予定設備のエネルギー使用量、省エネルギー量も適切な根拠に基づいて推計を行える場合、独自に計算を行い登録することができます。 •省エネルギー量の独自計算書(独自計算の過程(計算式と当該計算式に至る考え方を示したもの)、及び計算に用いたデータの根拠資料)を提出する必要があります。いずれの資料も、第三者にわかるような平易な書き方で示してください。

<生産設備の省エネルギー量計算の手引き>

生産設備の省エネルギー量計算の手引きは、下に示す1冊です。

- ・ 指定計算、独自計算・・・『省エネルギー量計算の手引き（生産設備）【指定計算・独自計算】』

第 2 章 見積の取得と導入設備の選定

2-1 見積の取得 ※公募要領「4-1. 補助対象設備」((C)指定設備導入事業) 参照

本事業を活用して導入する設備を選定する為に、メーカーや販売事業者(以降「販売事業者」という。)に見積を依頼します。見積を依頼する際は、見積仕様を提示してください(※)。

なお、見積は、価格の妥当性を検討できるよう、複数の販売事業者から取得することを推奨します。複数の見積を取得した場合は、最低価格の1者分の見積書を提出してください。

※ 見積仕様の例：納期、支払い条件、数量等



- 必ず公募要領「4.各事業区分の概要 (C)指定設備導入事業」、及び同P.94以降の別表2「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」に記載の設備要件を確認し、SIIが定めた範囲、及び基準を満たす設備で見積を作成・取得してください。
- 契約・発注行為は、交付決定を受けた後で行ってください。

以下に、見積依頼時(販売事業者には「見積作成時」)の注意事項を示します。

必ず申請者と販売事業者とで共有し、本事業の要件を満たす見積を入手してください。

申請できる設備(補助対象設備)について

本事業において補助対象となる設備は、SIIホームページ上で確認できます。申請者自身が確認するほか、見積を作成する販売事業者にも情報共有してください。

設備の検索画面のイメージ、及び検索方法は以下の通りです。

事業ページURL:<https://sii.or.jp/cutback03/>

<本事業の事業ページ(イメージ)>

<指定設備の補助対象設備一覧画面(イメージ)>

左記画面の[指定設備の補助対象設備一覧]をクリックして表示される画面(上図)から、導入設備を検索できます。

※ 検索方法は、「メーカー一覧から検索する」と「条件を指定して検索する」の2つがあります。

見積取得における注意事項

- 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること。
- 複数の見積を取得した場合は、最低価格の1者分の見積書を提出すること。
- 契約・発注は交付決定後に実施**してください。交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象になりません(公募要領「8-1.補助事業の開始」参照)。
- 見積を取得する際には、併せて製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を入手してください。

P.19以降に、見積書例と、作成時の注意事項を示します。

見積取得時に販売事業者と共有してください。

2-2 製品カタログの提出方法

「低炭素工業炉」、「産業用モータ(モータ単体、ポンプ、送風機)」を導入する場合は、他の申請書類と併せて製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください(文書番号「添付30」)。

申請できる設備(補助対象設備)について

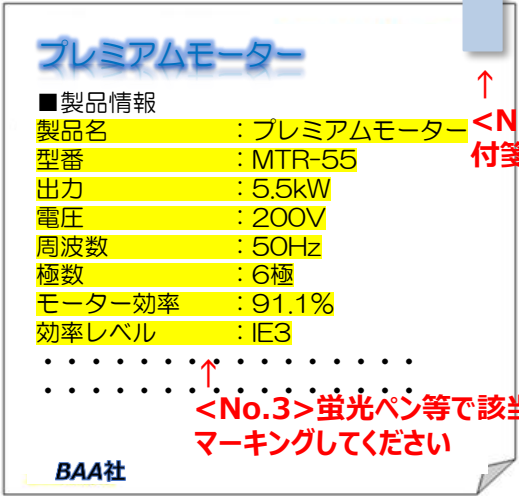
製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出する際は、以下に示す準備を整えてください(メーカー発行の仕様書を取得した場合は、「製品カタログ」を「メーカー発行の仕様書」と読み替えてください)。

<製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)提出の際の準備事項>

No.	確認項目	確認するポイント
1	見積書に記載された全ての補助対象設備(型番)の製品カタログ(申請する補助対象設備(型番)の掲載ページのみ)が揃っているか確認してください。	
2	右記①～④が記載されているページに付箋を貼ったか	① 導入する補助対象設備の写真部分 (どの設備の導入を検討しているのかを明示してください)
3	右記①～④の記載箇所を蛍光ペン等で囲む等して目立たせたか	② 導入する補助対象設備のメーカー名、製品名、及び型番を示した箇所 ③ 公募要領に記載の設備要件を満たしていることを示す箇所 ④ 省エネルギー量計算で使用する値
4	製品カタログの表紙を揃えたか	メーカー名がわかるよう、必ず製品カタログの表紙を付けて提出してください。

■製品カタログの該当ページ

<No.1>申請設備(型番)の掲載ページのみを提出してください



<No.2>付箋を貼ってください

<No.3>蛍光ペン等で該当箇所をマーキングしてください

■製品カタログ表紙



<No.4>表紙も必ず提出してください(コピーでも構いません)

2-3 見積の確認、設備の選定

見積書の作成・入手時の注意事項を示します。

「見積書例」における数字は、次ページに掲載の「取得した見積書の確認ポイント」の「No.」に対応しています。各項目をよく確認し、不備のない見積書を作成・入手してください。

見積書例

※ 高効率空調(ユーティリティ設備)の見積書を例に説明します。

御見積書						
② ○○工業株式会社 御中		見積番号 : 12-3456				
補助事業名 : 高効率空調導入による省エネルギー事業		④ 2021年 ○月 ○日				
③ 件名 : 電気式パッケージエアコンの導入		株式会社○○空調システム 営業部 共創 太郎				
①		シ○株 ス○空 テ○会 ム○調社				
見積合計金額 総計 ￥ 4,370,000 消費税(10%) ￥ 437,000 御見積金額合計 ￥ 4,807,000						
⑤ 納期 : 2021年 ○月 ○日						
受渡条件 : 試運転完了後						
御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い ⑦						
⑥ 見積有効期限 : 見積後○日 ⑩ ⑪						
品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額	
1.補助対象経費						
設備費						
【製品名】●●社 NEWシリーズ ECOタイプ	N-ECO2016-KT					
室外機	RSLIM40	2	台	500,000		1,000,000
室内機 4方向天井カセット形	NEW-1500VH	10	台	200,000		2,000,000
パネル1 パネル Type1	LX-IBS88-I	5	個	30,000		150,000
パネル2 パネル Type2	LX-IBS88-H	5	個	30,000		150,000
リモコン ネオ・ホワイトア	KT-LX-WT	10	個	30,000		300,000
小計 ⑫				A		3,600,000
2.補助対象外経費						
部材費						
配線材・接続材		1	式	50,000		50,000
壁面取り付けブラケット	CCJ-028型	20	式	1,000		20,000
小計				B		70,000
工事費						
設置費		1	式	500,000		500,000
撤去費		1	式	300,000		300,000
⑬ 値引き		-	-	-100,000		-100,000
小計 ⑫				C		700,000
補助対象経費				A		3,600,000
補助対象外経費				B+C		770,000
総計						4,370,000

取得した見積書の確認ポイント

取得した見積書を、下表に沿って確認してください。
確認の結果、漏れや誤りがあった場合は、販売事業者[※]に該当箇所を伝え、再度見積を取得してください。

種別 / No.		確認項目	確認するポイント	確認済
宛名・件名	①	設備区分毎に分けて作成されているか	• 複数の設備区分を申請する場合、 <u>設備区分毎に見積書が作成されているか。</u>	☐
	②	宛名	• 取得した見積書に記載の宛名が、 <u>交付申請者と一致しているか。</u>	☐
	③	件名	• 取得した見積書に「補助事業名」、「件名」が記載されているか。	☐
日付	④	作成年月日	• <u>公募要領の公開日(2021年5月26日(水))以降に作成された見積であるか。</u>	☐
	⑤	納期	• 納期が、本事業における「事業完了日」である2022年1月31日(月)までの日付で設定されているか。 ※ 「事業完了日」：導入した補助対象設備を検収のうえ、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日	☐
	⑥	見積有効期限	• 交付申請時点で有効(※)な見積書であるか。 ※ 見積有効期限が交付申請日を含んでいる状態	☐
設備情報・金額・支払い	⑦	支払条件	• <u>現金払い</u> であることが明記されているか。 ※ 「現金払い」は、金融機関による振込みとしてください(手渡し等は不可)。 ※ 割賦払いや手形払い等は認められません。	☐
	⑧	補助対象経費と補助対象外経費	• <u>補助対象経費と補助対象外経費が、明確に分けて記載されているか。</u>	☐
	⑨	セット型番の書き方	• セット型番の場合、代表となる製品名と、その構成品がわかるように記載されているか。 • 調光制御設備(照明)の場合、 <u>セット型番があるものについては必ずセット型番で記載</u> しているか(ポータルでの検索時、セット型番でないと結果が出ません)。	☐
	⑩	導入予定設備の「メーカー名」、「製品名」、「型番」	• 取得した見積書に記載された導入予定設備のメーカー名、製品名、型番が、SIIホームページの「指定設備の補助対象設備一覧」に掲載されているか。 ※ 掲載されていない場合は、SIIへ連絡してください。 • 左記の各項目の記載が、見積書や製品カタログ等の記載を見比べて、文字列が一致しているか。	☐
	⑪	導入予定設備の「数量」、「単位」、「単価」	• 取得した見積書に記載された導入予定設備の「数量」、「単位」、及び「単価」が正しいか。	☐
	⑫	項目毎の小計	• 項目毎の小計が、補助対象対象、補助対象対象外に分けてそれぞれ記載されているか。 ※ 同じ項目名であっても、補助対象か否かが異なる場合は必ず分けて記載してください。	☐
	⑬	値引きがある場合の記載	• 値引きの記載がある場合、どの項目から値引きされているかが明示されているか(特に補助対象経費からの値引きか、補助対象外経費からの値引きか)。 ※ 原則、値引きの記載はせず、 <u>値引き後の単価・経費で記載してください。</u> やむを得ず値引き項目を立てる必要がある場合は、個別の項目毎(設備費の場合は型番毎)に値引き額を記載してください。	☐

第 3 章 添付資料の入手・作成



3-1 添付資料の入手・作成 ※公募要領「7-4.提出書類一覧」より

事業区分(C)で単独申請する場合の提出書類は下表のとおりです(提出書類一覧)。本章では、 で囲った書類の入手・作成方法について、説明します。

- ※「事業区分共通の提出書類」、及び「事業区分別の提出書類」については、別途公開の「(別冊) 交付申請様式」を参照してください。
- ※ 事業区分(A)、(B)、及び(D)で申請する場合の提出書類については、別途公開の「交付申請の手引き(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」を参照してください。

<提出書類一覧>

凡例

<提出要否>

- = 必須
- = 該当申請のみ提出
- = 区分(C)単独で申請する場合に提出

<様式の区分>

- ポータル出力 = ポータルから印刷して提出
- 指定 = SIIフォーマットで提出
- 自由 = 申請者が独自に作成・入手して提出
- 定型 = 規定の書面を外部から入手して提出

種類	No	文書番号	書類名称	提出要否	様式の区分	備考
事業区分共通の提出書類	1	様式第1	交付申請書 (かがみ)	●	ポータル出力	
	2	様式第1	交付申請書 (2枚目)	●	ポータル出力	
	3	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助地金の配分額	●	ポータル出力	
	4	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●	ポータル出力	
	5	別紙3	役員名簿	●	指定	
	6	1-1	申請総括表	●	ポータル出力	
	7	1-1 (別紙1)	事業者情報	●	ポータル出力	
	8	1-1 (別紙2)	手続担当申請書	○	ポータル出力	
	9	1-1-2	資金調達計画	●	ポータル出力	
	10	1-1-3	事業実施に関連する事項	●	ポータル出力	
事業区分別の提出書類	36	C-2-2	省エネルギー計算総括表	□	ポータル出力	
	38	C-2-2-1	エネルギー使用量計算書 (設備毎/導入予定設備)	□	ポータル出力	
	39	C-2-2-2	エネルギー使用量計算書 (設備毎/既存設備)	□	ポータル出力	
	42	C-2-4	発注区分表 (C)	●	ポータル出力	
	44	C-2-6	導入設備一覧	●	ポータル出力	
	45	C-2-7	見積書	●	自由	
その他必要書類 (添付)	82	添付1	会社情報 (法人概要申告書)	●	自由	指定
	83	添付2	決算書	●	自由	
	84	添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	指定	
	85	添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書B	●	定型	
	86	添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	定型	
	89	添付8	省エネルギー量独自計算書	○	自由	指定 [ユーティリティ設備]独自計算選択時に提出
	90	添付9	製品情報証明書	○	指定	[生産設備]指定計算選択時に提出
	92	添付11	経営力向上計画に係る認定申請書および認定書の写し	○	指定	評価項目該当者は提出
	93	添付12	省エネ診断報告書 (表紙) の写し	○	自由	評価項目該当者は提出
	95	添付14	中長期計画書の写し	○	指定	
	97	添付16	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	指定	評価項目該当者は提出
	100	添付19	補助事業の実施体制	○	指定	組み合わせ申請し、かつ共同申請の場合に提出
	101	添付20	対象設備に関するリース契約書案	○	指定	
	102	添付21	対象設備に関するリース料計算書	○	指定	リース契約時に提出
	103	添付22	ESCO契約書案	○	自由	
	104	添付23	ESCO料金計算書	○	自由	ESCO契約時に提出
	105	添付24	商業用ビル等の場合の証憑	○	自由	
	106	添付25	設備設置承諾書	○	指定	
	107	添付26	事業実施に関連する事項	○	指定	
	111	添付30	設備の製品カタログ	○	自由	
	112	添付31	年度またぎ事業となる事由及びその確証	○	自由	

(別冊) 交付申請様式 参照

本章で説明

書類作成時の注意事項

全ての書類の入手・作成時に、特に注意していただきたい事項を記載します。
注意事項をよく読み、不備や不足のない書類を提出してください。

- 「不備のない書類」：提出する書類が、本事業に関する書類に記載の要件にかなっていること。
- 「不足のない書類」：前ページ「**提出書類一覧**」に示す書類がすべて揃っていること。

<第三者から取得する書類における不備対策について>

- ・ 販売事業者や手続担当者等、第三者から取得する書類は、あらかじめ本書の該当ページを情報共有する等し、不備のない状態で取得してください。
- ※ 状況により自社で作成する場合も、気をつけるべき点は同じです。

<押印について>

- ・ 押印は無くても可とします。なお、本書内で押印例が示されている書類において押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。なお、個別に押印を求める場合は、この限りではありません。

<写し(コピー)を提出する場合について>

- ・ コピーした書類の文字、印影がはっきり読み取れる状態であることを確認のうえ、提出してください。
- ・ 白黒コピーを使用し、カラーコピーは使用しないでください(原本かどうかが見分けにくくなるため)。
- ・ 両面コピーではなく、必ず片面コピーとしてください(裏面への写り込みを防ぐため)。

<書類の提出>

- ・ 書類は全てを1冊のファイルにまとめて、一度に提出してください。
- ・ 提出されたファイルに不備、不足があった場合は、全ての書類が不備なく到着するまでご対応いただく必要が生じます。書類の郵送前に、書類が揃っているか、また正しい内容で準備されているかよく確認してください。
- ・ 審査の必要性等により、公募要領、及び本書で示した書類以外の書類を求める場合があります。あらかじめご了承ください。

<提出された書類について>

- ・ 提出いただいた書類は、**原則返却しません(申請を取り下げた場合も含む)**。返送を希望する場合は、**着払い**にて申請者(手続担当を利用している場合は手続担当者)に返送します。
- ・ 必ず提出前に写し(コピー)をとり、**全てのページの写しを1部保管して**、SIIからの問い合わせ等に対応できるようにしてください。



- ・ 交付申請書類は、国庫を財源とする補助金の交付を申請する大切な書類です。
- ・ 本書の説明、注意事項をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出をお願いします。

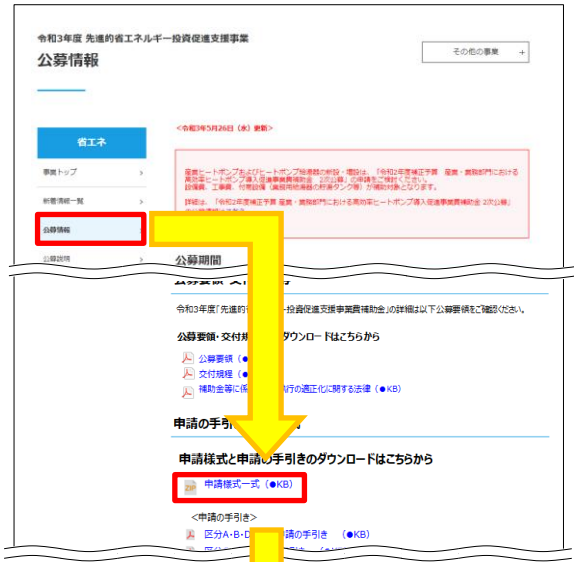
指定様式のダウンロード

前ページの表で「指定」とされている書類のフォーマット(SIIフォーマット)は、SIIホームページ内の本事業のページからダウンロードしてください。

- **ダウンロード手順**
本事業のページで[公募情報]をクリックし、表示された画面を下方へスクロールして「申請様式一式」をクリックします。

- **必要な様式の選択**
ダウンロードされたフォルダには、P.23の表で「指定」とされている書類(事業区分(C)の単独申請用の書類)のほか、他の事業区分で申請する場合に提出が必要な書類が、まとめて格納されています(※)。下表を参考に、必要なファイルを選択して書類を作成してください。

※ 下表で、ダウンロードされるフォルダのファイル構成を示します。
ここでは、格納されているフォルダと、各フォルダに保存されている主なファイル名を示します。
全ての「指定」フォーマットを確認したい場合は、公募要領P.63以降「7-4. 提出書類一覧」で「指定」表記のある書類をご覧ください。



<ダウンロードされる指定様式一覧>

フォルダ名	ファイル名	提出書類名
01_kyoutsuu	besshi3_yakuinmeibo.xlsx	役員名簿
	1-2.xlsx	所要資金計画（総括）
	1-3.xlsx	発注区分表（総括）
	⋮	(以降、全ての申請パターンで共通の書類が格納されています。)
02_A	A-2-2.docx	省エネルギー計算（A）
	A-2-2-4.xlsx	エネルギー使用量の原油換算表（A）
	⋮	(以降、導入予定設備(a)の「指定」書類が格納されています。)
03_B	B-2-2.docx	省エネルギー計算（B）
	B-2-2-4.xlsx	エネルギー使用量の原油換算表（B）
	⋮	(以降、導入予定設備(b)の「指定」書類が格納されています。)
04_C	C-2-2.docx	省エネルギー計算（C）
	C-2-2-4.xlsx	エネルギー使用量の原油換算表（C）
	⋮	(以降、導入予定設備(c)の「指定」書類が格納されています。)
05_D	D-3-2.docx	省エネルギー計算（D）
	D-3-2-4.xlsx	エネルギー使用量の原油換算表（D）
		(以降、導入予定設備(d)の「指定」書類が格納されています。)

(続く)

(続く)

フォルダ名	ファイル名	提出書類名
 06_fukusuunen	(複数年度事業の場合に提出が必要なファイルが格納されています。)	
 61_fukusuunen-kyoutsuu	 複数年度事業申請に共通のファイルが格納されています。	
 62_fukusuunen-A	 導入予定設備(a)の複数年度事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
 63_fukusuunen-B	 導入予定設備(b)の複数年度事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
 64_fukusuunen-C	 導入予定設備(c)の複数年度事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
 65_fukusuunen-D	 導入予定設備(d)の複数年度事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
 66_nendomatagi	 年度またぎ事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
 07_tenpu	公募要領P.65の添付資料のうち「指定」ファイルが格納されています。	
	 tenpu1_houjingaiyou.xlsx	会社情報(法人概要申告書)
	(以降、添付資料のフォーマットが格納されています。)	
 tenpu8	導入予定設備(c)用「省エネルギー量独自計算書」ファイルが格納されています。	
 tenpu9	導入予定設備(c)用「製品情報証明書」ファイルが格納されています。	

提出書類の凡例

次ページより、**事業区分(C)で申請する場合の「添付資料」**の例と注意事項を示します。

各書類例の右上に、書類の作成方法やSIIが指定するフォーマットの有無について示すラベルを付けています。

ラベルの凡例は、以下のとおりです。

ポータルから出力	ポータルに必要な事項を入力して出力する様式です。 ※ 入力項目の詳細や入力時の注意点等については、「（別冊）補助事業ポータル」を参照してください。
指定様式に記入	SIIのホームページから、指定様式(Word、又はExcel形式)をダウンロードして作成します。 ※ ダウンロード方法については、P.25「指定様式のダウンロード」を参照してください。 ※ SIIが提供するフォーマットを使用する場合、入力例等の赤字や赤枠は削除してください。また、青字は事業に合わせて記載し、黒字に変更してから出力してください。
自由書式	書類の作成方法、書式(フォーマット)に指定はありません。 作成例を参照し、提出目的をわかり易く示せるように工夫して作成してください(特に図面等)。 ※ A3用紙を使用する場合は、提出時、右半面を折り畳んでA4ファイルに綴じ込んでください。
定型	規定の書面を外部から入手する書類です。

※ 提出する交付申請書類は片面印刷してください。

[添付1] 会社情報(法人概要申告書)

又は

指定様式に記入

＜会社のパンフレット等が無い場合＞

※ SIIフォーマットの記載と同じ内容を示せるものであれば、独自のフォーマットで作成しても構いません。

●「法人概要申告書」フォーマット

[illegible]

- ❑ 「会社法人等番号」が、商業登記簿謄本に記載されている12桁の法人等番号と一致しているか。
※ 会社の法人番号(13桁)ではありません。
※ 個人事業主の場合は -(ハイフン)を記入してください。
- ❑ 申請者の法人形態により「資本金」という名称がない場合は、手元の資料等に示された「資本金」に該当する項目の金額を記載してください。

＜中小企業団体等に該当する場合＞

公募要領P.13に記載の「中小企業団体等」に該当する場合は、**設立の認可証**を提出してください。

＜宣誓書について＞

SIIより事業実施場所についての宣誓書を求められた場合に、指示に従い提出する書類です。
『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所、又はそれに類する事業所に該当しないこと』の宣誓を求められた場合は、SIIフォーマット「法人概要申告書」の「宣誓書」シートに必要事項を入力して提出してください。

[添付2] 決算書

自由書式

直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください(株主総会の営業報告、単独決算の決算報告書、決算短信でも可)。

- ※ 1法人下に複数の事業所が存在する場合は、交付申請の対象となる事業所のみではなく、法人全体の決算書類を提出してください。
- ※ 個人事業主は、営業報告、決算報告書の代わりに青色申告書全様式の写しを添付してください(添付4参照)。青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報は必ずマスキングして提出してください。
- ※ 地方公共団体は提出不要です。但し、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターとなる法人等は提出してください。

● 表紙 例

決算報告書

第XX期
令和元年●月～令和2年●月

〇〇法人 ◆◆

- ☐ 提出する決算書類の単位が正しいか。
- ☐ 決算期が明記されているか。

● 貸借対照表 例 ※下図はイメージです。

貸借対照表 ●年●月●日現在	
資産の部	負債の部
(流動資産)	(流動負債)
	(固定負債)
(固定資産)	負債合計
	純資産の部
	純資産合計
資産合計	負債、及び純資産合計



貸借対照表について、「連結決算」、及び「要旨」の提出では受け付けられませんので、注意してください。

[添付3] 中小企業者であることの宣誓書

指定様式に記入

設備使用者が中小企業者の場合のみ指定様式で作成してください。
出資者、及び出資比率を示すとともに、SIIフォーマットに記載されたチェック項目を用いて中小企業者であることについて宣誓し、提出してください。
なお、出資者、出資比率については、株主名簿を提出いただいても構いません。その場合は、中小企業者であることの宣誓のために本フォーマットも併せて提出が必要ですが、出資者等の記載は不要です。

※ SIIフォーマットのダウンロード方法については、P.25「指定様式のダウンロード」を参照してください。
※ 作成方法については、SIIフォーマット内「作成例」シートを参照してください。

● 中小企業者であることの宣誓書 例

中小企業者であることの宣誓書

1.株主名簿
株主名簿(出資者、出資比率)を提出、又は以下に当該株主名簿を記載してください。

株主名簿

株主名簿	出資者名	出資比率(%)
①	〇〇〇	▲▲%
②	〇〇〇	××%
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
合計		100%

2.以下の項目についてチェックするからで宣誓してください。

☒ 確定している(事業年度末の)過去3年分の当年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと(以下のいずれかにチェックしてください。課税所得額が15億円超の年がある場合は、過去3年分の課税所得額を記載してください。)

☐ 過去3年の課税所得額はいずれも15億円以下である

☒ 過去3年のうち課税所得額は15億円超の年がある

＜過去3年分の課税所得＞

課税所得	前年	2年前	3年前
	●●●億円	●●●億円	●●●億円

※上記への記述の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。

- (項目1)全ての株主、及び出資者が、その出資比率順に記載したか。
- (項目1)「株主名又は出資者名」が企業の場合、法人格を省略することなく正確に記載されているか。
株主が個人の場合、姓名を匿名ではなく本名で記載したか。
- (項目1)出資比率の合計が100.0%になっているか。
- (項目2)該当項目にチェックを入れたか、必要に応じて金額を入力したか。

[添付4] 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書)

定型

発行から6か月以内の、商業登記簿謄本の写しを提出してください。
法務局が発行した、登記官印が確認できるものが必要です。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFを印刷したものを提出しても構いません。
なお、個人事業主については、本ページ下部に記載の＜個人事業主の場合＞を参照してください。

※ 写しでも可。
※ 共同申請する場合は、全ての共同申請者について同様に商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書)を取得し、提出してください。
※ 設備使用者が複数いる場合は、全ての設備使用者の商業登記簿謄本を取得し、提出してください。
※ 地方公共団体は提出不要です。但し、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターとなる法人等は提出してください。

● 商業登記簿謄本 例

履歴事項全部証明書

商 号			
本 店			
		平成19年10月1日住所表示実施	
		平成19年10月15日登記	
公示する方法	官報に掲載する。		
会社成立の日付			
目 的	他の業務		
発行可能株式総数	2万株		
発行納付式の総取 引に付戻及び取 引の定め	発行納付式の総取引に付戻及び取引の定め 当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法第87号第134条の規定により平成18年10月1日登記		
資本額			
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役		平成14年12月20日就任
	取締役		平成15年12月20日兼任
	取締役		平成17年10月14日登記
	取締役		平成18年12月20日兼任
	取締役		平成19年10月15日登記

印刷番号 印刷された日付は最新の日付です。 1/2

<個人事業主の場合>

個人事業主は、青色申告者である必要があり、また、以下2種類の書類を提出する必要があります。

① 税務署の受領印が押された「確定申告書B」
② 所得税青色申告決算書の写し

※ 確定申告書Bは令和2年分の書類であることを確認してください。
※ 青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報は必ずマスキングして提出してください。
※ 電子申告(e-Tax)を行った場合は、申告が受け付けされていることがわかる証憑を提出してください。
具体的には、国税電子申告・納税システムの「メッセージボックス一覧」で確認できる受信結果(受信通知)のスクリーンショットをA4サイズで印刷し、他の書類と併せて提出してください。

[添付5] 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本

定型

補助対象設備を導入する建物について、発行から6か月以内の、建物の登記簿謄本の写しを提出してください。法務局が発行した、登記官印が確認できる建物登記簿謄本を提出してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFを印刷したものを提出しても構いません。

なお、建物が1棟の場合はその建物分のみ、設置場所が複数の建物にわたる場合は、それら全ての建物の登記簿謄本を提出してください。

- ※ 写しでも可。
- ※ 現在事項証明書でも可。
- ※ 建物所有者と設備使用者が同一であることを確認してください。同一でない場合は、建物登記簿謄本と併せて「添付25 設備設置承諾書」を準備してください。
- ※ 地方公共団体は提出不要です。但し、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターとなる法人等は提出してください。
- ※ 建物未登記の場合は、代わりに「固定資産評価証明書」を提出してください。その際、該当の住所を示した箇所をマーカー等でマーキングしてください。
- ※ 専ら居住を目的とした事業所における設備更新は対象外です。

● 建物の登記簿謄本 例

※ 登記事項証明書 (建物)			
表題部 (主である建物の表示)		図割	不動産番号
所在地番号 (市町村)			
所 在 区			(市 町)
宗地番号			(市 町)
① 種 別	② 備 考	③ 床 面 積	㎡ 登記簿上の目的 (登記の目的)
(市 町)	(市 町)	(市 町)	
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転		
権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定		
2	借地権設定		
3	1 借居権移転		
登記官			
※ 下線のあるものは該当事項であることを示す。 謄本番号 (1 / 1) 1 / 1			

自由書式

独自計算を行う場合は、省エネルギー量独自計算書(独自計算の過程(計算式と当該計算式に至る考え方を示したもの)、及び計算に用いたデータの根拠資料)を提出する必要があります。いずれの資料も、第三者にわかるような平易な書き方で示してください。特に「計算に用いたデータの根拠資料」としては、導入前後の設備の仕様がわかる資料を添付してください。

※ 設備区分・種別毎のツールの用意有無については、「省エネルギー量計算の手引き（ユーティリティ設備）【独自計算】」のP.4「計算方法の概要」に掲載の表を参照してください。

※ ダウンロード方法については、P.25「指定様式のダウンロード」を参照してください。

電気式パッケージエアコン SII省エネ計算フォーマット

Ver.1.0

本シートは、エネルギー使用量を簡易的に計算するための申請サポートツールです。本ファイルを使用したことにより利用者に生じた損害に関しては、当団体は一切の責任を負わないものとします。

なお、本シートは令和3年度「先進的省エネルギー省投資促進支援事業費補助金」の指定設備導入事業でのみ利用できます。

入力項目	
■ 基本情報	
既存/導入予定 様式 C-2-2-1 NO.	導入予定設備
「既存設備」「導入予定設備」から選択 → 本年計算書の結果を反映して作成した様式の番号を入力	
■ 設備情報	
メーカー	〇〇株式会社
→ 計算する設備のメーカー名を入力	
製品名	エコエアコン
→ 計算する設備の製品名を入力	
型番	NEW-224TMAK
→ 計算する設備の型番を入力	

-----以降の項目を使って計算します。入力内容に間違いの無いよう、十分注意して入力して下さい。-----

■ 仕様		
空調用途	店舗用	
インバタ制御	有り	
能力	冷房	6.0 kW
	暖房	6.3 kW
	冷房	1.6 kW
消費電力	冷房	1.6 kW
	暖房	1.6 kW

→ 「店舗用」「ビル用マルチ」「設備用」から選択
 → インバタ制御は「有り」を選択
 → 製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
 → 製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
 → 製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
 → 製品カタログ・仕様書に記載された値を入力

■ 稼働条件		
事業実施場所都道府県	石川県	
設置年	2021年	
運転条件	建物用途	店舗
	台数	1 台

→ 設備の設置場所都道府県を選択
 → 設置年を登録
 → 「店舗」「事務所」「その他」から選択
 → 任意で消費年を設定する場合は「その他」を選択
 → 室外機の台数を登録（必要）

■ エネルギー使用量

	月	運転種別	定格能力 (kW)	平均COP	平均負荷率 (%)	稼働時間 (h)	エネルギー使用量 (kWh)	
電 気	4月	冷房	6.0	7.22	14.7%	820.00	75.6	[運転種別] [冷房][暖房]から選択
	5月	冷房	6.0	7.62	24.8%	560.00	108.3	
	6月	冷房	6.0	7.34	30.5%	820.00	153.1	
	7月	冷房	6.0	6.09	54.6%	800.00	321.0	[平均消費年] [その値]を選択した場合、 式を削除した上で任意の 消費年を登録
	8月	冷房	6.0	5.88	58.7%	620.00	371.2	
	9月	冷房	6.0	6.99	37.2%	800.00	189.7	
	10月	暖房	6.3	6.32	14.8%	820.00	90.8	[稼働時間] 月毎の稼働時間を入力
	11月	暖房	6.3	6.73	24.5%	820.00	141.2	
	12月	暖房	6.3	6.00	45.0%	800.00	283.5	
	1月	暖房	6.3	5.56	56.5%	820.00	395.8	[エネルギー使用量] 冷房時の数値を換算事業 ポータルに記載
	2月	暖房	6.3	5.70	52.9%	800.00	349.1	
	3月	暖房	6.3	6.23	38.9%	820.00	243.5	
		合計				7,300.00	2,722.8	

指定負荷率使用

既設備に関するエネルギー使用量の計算結果と今回の設備使用量に相違がある場合は、稼働時間「その値」を選択し、実際の燃料使用量に合うように消費年を調整してください。

[添付9] 製品情報証明書

指定様式に記入

「製品情報証明書」とは、本事業で必要な省エネルギー量計算において必要となる性能値が記載されている、メーカー発行の証明書です。省エネルギー量の計算を「指定計算」にて行う場合に、導入予定設備のメーカーから本事業の申請に係る「製品情報証明書」を入手し、提出してください(発注先(予定)が代理店等の場合は、代理店等からメーカーへ依頼するよう、依頼してください)。

見積を取得し、本事業を活用して導入する生産設備と発注先を決定したら、当該生産設備のメーカーに証明書発行の可否を問い合わせてください。

- ※ 製品情報証明書発行について、また、省エネルギー量計算の考え方、必要となる証憑書類等、省エネルギー量計算の詳細については、別途公開の「省エネルギー量計算の手引き（生産設備）【指定計算・独自計算】」を参照してください。
- ※ SIIフォーマットのダウンロード方法については、P.25「指定様式のダウンロード」を参照してください。
- ※ 作成方法については、SIIフォーマット内「作成例」シートを参照してください。

● 製品情報証明書(例)

令和3年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業補助金
(C)指定設備導入事業の申請に係る製品情報証明書

記入例

事業番号	〇〇〇株式会社	
事業実施場所住所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
設備区分	工作機械	
設備種類	旋盤(ターニングセンタ含む)	

A加工条件	①	15kg×15kg×1m材質:鋼材	
B加工材料	②	鉄	

C製品型番	③	④	⑤
D1消費電力	10.000	W	28.000
E加工時間	300.0	s	270.0
F消費電力	2.800	W	2.100
G1消費電力	10.000	W	9.000
H待機時間	30.0	s	30.0
I消費電力	0.040	W	0.075
J1サイクル当たりの稼働時間	300.0	s	300.0
K1サイクル当たりの電力	2.800	W	2.175
N1稼働率	28.181	%	28.100

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

㏀

㏁

㏂

㏃

㏄

㏅

㏆

㏇

㏈

㏉

㏊

㏋

㏌

㏍

㏎

㏏

㏐

㏑

㏒

㏓

㏔

㏕

㏖

㏗

㏘

㏙

㏚

㏛

㏜

㏝

㏞

㏟

㏠

㏡

㏢

㏣

㏤

㏥

㏦

㏧

㏨

㏩

㏪

㏫

㏬

㏭

㏮

㏯

㏰

㏱

㏲

㏳

㏴

㏵

㏶

㏷

㏸

㏹

㏺

㏻

㏼

㏽

㏾

㏿

㐀

㐁

㐂

㐃

㐄

㐅

㐆

㐇

㐈

㐉

㐊

㐋

㐌

㐍

㐎

㐏

㐐

㐑

㐒

㐓

㐔

㐕

㐖

㐗

㐘

㐙

㐚

㐛

㐜

㐝

㐞

㐟

㐠

㐡

㐢

㐣

㐤

㐥

㐦

㐧

㐨

㐩

㐪

㐫

㐬

㐭

㐮

㐯

㐰

㐱

㐲

㐳

㐴

㐵

㐶

㐷

㐸

㐹

㐺

㐻

㐼

㐽

㐾

㐿

㑀

㑁

㑂

㑃

㑄

㑅

㑆

㑇

㑈

㑉

㑊

㑋

㑌

㑍

㑎

㑏

㑐

㑑

㑒

㑓

㑔

㑕

㑖

㑗

㑘

㑙

㑚

㑛

㑜

㑝

㑞

㑟

㑠

㑡

㑢

㑣

㑤

㑥

㑦

㑧

㑨

㑩

㑪

㑫

㑬

㑭

㑮

㑯

㑰

㑱

㑲

㑳

㑴

㑵

㑶

㑷

㑸

㑹

㑺

㑻

㑼

㑽

㑾

㑿

㒀

㒁

㒂

㒃

㒄

㒅

㒆

㒇

㒈

㒉

㒊

㒋

㒌

㒍

㒎

㒏

㒐

㒑

㒒

㒓

㒔

㒕

㒖

㒗

㒘

㒙

㒚

㒛

㒜

㒝

㒞

㒟

㒠

㒡

㒢

㒣

㒤

㒥

㒦

㒧

㒨

㒩

㒪

㒫

㒬

㒭

㒮

㒯

㒰

㒱

㒲

㒳

㒴

㒵

㒶

㒷

㒸

㒹

㒺

㒻

㒼

㒽

㒾

㒿

㓀

㓁

㓂

㓃

㓄

㓅

㓆

㓇

㓈

㓉

㓊

㓋

㓌

㓍

㓎

㓏

㓐

㓑

㓒

㓓

㓔

㓕

㓖

㓗

㓘

㓙

㓚

㓛

㓜

㓝

㓞

㓟

㓠

㓡

㓢

㓣

㓤

㓥

㓦

㓧

㓨

㓩

㓪

㓫

㓬

㓭

㓮

㓯

㓰

㓱

㓲

㓳

㓴

㓵

㓶

㓷

㓸

㓹

㓺

㓻

㓼

㓽

㓾

㓿

㔀

㔁

㔂

㔃

㔄

㔅

㔆

㔇

㔈

㔉

㔊

㔋

㔌

㔍

㔎

㔏

㔐

㔑

㔒

㔓

㔔

㔕

㔖

㔗

㔘

㔙

㔚

㔛

㔜

㔝

㔞

㔟

㔠

㔡

㔢

㔣

㔤

㔥

㔦

㔧

㔨

㔩

㔪

㔫

㔬

㔭

㔮

㔯

㔰

㔱

㔲

㔳

㔴

㔵

㔶

㔷

㔸

㔹

㔺

㔻

㔼

㔽

㔾

㔿

㕀

㕁

㕂

㕃

㕄

㕅

㕆

㕇

㕈

㕉

㕊

㕋

㕌

㕍

㕎

㕏

㕐

㕑

㕒

㕓

㕔

㕕

㕖

㕗

㕘

㕙

㕚

㕛

㕜

㕝

㕞

㕟

㕠

㕡

㕢

㕣

㕤

㕥

㕦

㕧

㕨

㕩

㕪

㕫

㕬

㕭

㕮

㕯

㕰

㕱

㕲

㕳

㕴

㕵

㕶

㕷

㕸

㕹

㕺

㕻

㕼

㕽

㕾

㕿

㖀

㖁

㖂

㖃

㖄

㖅

㖆

㖇

㖈

㖉

㖊

㖋

㖌

㖍

㖎

㖏

㖐

㖑

㖒

㖓

㖔

㖕

㖖

㖗

㖘

㖙

㖚

㖛

㖜

㖝

㖞

㖟

㖠

㖡

㖢

㖣

㖤

㖥

㖦

㖧

㖨

㖩

㖪

㖫

㖬

㖭

㖮

㖯

㖰

㖱

㖲

㖳

㖴

㖵

㖶

㖷

㖸

㖹

㖺

㖻

㖼

㖽

㖾

㖿

㗀

㗁

㗂

㗃

㗄

㗅

㗆

㗇

㗈

㗉

㗊

㗋

㗌

㗍

㗎

㗏

㗐

㗑

㗒

㗓

㗔

㗕

㗖

㗗

㗘

㗙

㗚

㗛

㗜

㗝

㗞

㗟

㗠

㗡

㗢

㗣

㗤

㗥

㗦

㗧

㗨

㗩

㗪

㗫

㗬

㗭

㗮

㗯

㗰

㗱

㗲

㗳

㗴

㗵

㗶

㗷

㗸

㗹

㗺

㗻

㗼

㗽

㗾

㗿

㘀

㘁

㘂

㘃

㘄

㘅

㘆

㘇

㘈

㘉

㘊

㘋

㘌

㘍

㘎

㘏

㘐

㘑

㘒

㘓

㘔

㘕

㘖

㘗

㘘

㘙

㘚

㘛

㘜

㘝

㘞

㘟

㘠

㘡

㘢

㘣

㘤

㘥

㘦

㘧

㘨

㘩

㘪

㘫

㘬

㘭

㘮

㘯

㘰

㘱

㘲

㘳

㘴

㘵

㘶

㘷

㘸

㘹

㘺

㘻

㘼

㘽

㘾

㘿

㙀

㙁

㙂

㙃

㙄

㙅

㙆

㙇

㙈

㙉

㙊

㙋

㙌

㙍

㙎

㙏

㙐

㙑

㙒

㙓

㙔

㙕

㙖

㙗

㙘

㙙

㙚

㙛

㙜

㙝

㙞

㙟

㙠

㙡

㙢

㙣

㙤

㙥

㙦

㙧

㙨

㙩

㙪

㙫

㙬

㙭

㙮

㙯

㙰

㙱

㙲

㙳

㙴

㙵

㙶

㙷

㙸

㙹

㙺

㙻

㙼

㙽

㙾

㙿

㚀

㚁

㚂

㚃

㚄

㚅

㚆

㚇

㚈

㚉

㚊

㚋

㚌

㚍

㚎

㚏

㚐

㚑

㚒

㚓

㚔

㚕

㚖

㚗

㚘

㚙

㚚

㚛

㚜

㚝

㚞

㚟

㚠

㚡

㚢

㚣

㚤

㚥

㚦

㚧

㚨

㚩

㚪

㚫

㚬

㚭

㚮

㚯

㚰

㚱

㚲

㚳

㚴

㚵

㚶

㚷

㚸

㚹

㚺

㚻

㚼

㚽

㚾

㚿

㜀

㜁

㜂

㜃

㜄

㜅

㜆

㜇

㜈

㜉

㜊

㜋

㜌

㜍

㜎

㜏

㜐

㜑

㜒

㜓

㜔

㜕

㜖

㜗

㜘

㜙

㜚

㜛

㜜

㜝

㜞

㜟

㜠

㜡

㜢

㜣

㜤

㜥

㜦

㜧

㜨

㜩

㜪

㜫

㜬

㜭

㜮

㜯

㜰

㜱

㜲

㜳

㜴

㜵

㜶

㜷

㜸

㜹

㜺

㜻

㜼

㜽

㜾

㜿

㝀

㝁

㝂

㝃

㝄

㝅

㝆

㝇

㝈

㝉

㝊

㝋

㝌

㝍

㝎

㝏

㝐

㝑

㝒

㝓

㝔

㝕

㝖

㝗

㝘

㝙

㝚

㝛

㝜

㝝

㝞

㝟

㝠

㝡

㝢

㝣

㝤

㝥

㝦

㝧

㝨

㝩

㝪

㝫

㝬

㝭

㝮

㝯

㝰

㝱

㝲

㝳

㝴

㝵

㝶

㝷

㝸

㝹

㝺

㝻

㝼

㝽

㝾

㝿

㞀

㞁

㞂

㞃

㞄

㞅

㞆

㞇

㞈

㞉

㞊

㞋

㞌

㞍

㞎

㞏

㞐

㞑

㞒

㞓

㞔

㞕

㞖

㞗

㞘

㞙

㞚

㞛

㞜

㞝

㞞

㞟

㞠

㞡

㞢

㞣

㞤

㞥

㞦

㞧

㞨

㞩

㞪

㞫

㞬

㞭

㞮

㞯

㞰

㞱

㞲

㞳

㞴

㞵

㞶

㞷

㞸

㞹

㞺

㞻

㞼

㞽

㞾

㞿

㟀

㟁

㟂

㟃

㟄

㟅

㟆

㟇

㟈

㟉

㟊

㟋

㟌

㟍

㟎

㟏

㟐

㟑

㟒

㟓

㟔

㟕

㟖

㟗

㟘

㟙

㟚

㟛

㟜

㟝

㟞

㟟

㟠

㟡

㟢

㟣

㟤

㟥

㟦

㟧

㟨

㟩

㟪

㟫

㟬

㟭

㟮

㟯

㟰

㟱

㟲

㟳

㟴

㟵

㟶

㟷

㟸

㟹

㟺

㟻

㟼

㟽

㟾

㟿

㠀

㠁

㠂

㠃

㠄

㠅

㠆

㠇

㠈

㠉

㠊

㠋

㠌

㠍

㠎

㠏

㠐

㠑

㠒

㠓

㠔

㠕

㠖

㠗

㠘

㠙

㠚

㠛

㠜

㠝

㠞

㠟

㠠

㠡

㠢

㠣

㠤

㠥

㠦

㠧

㠨

㠩

㠪

㠫

㠬

㠭

㠮

㠯

㠰

㠱

㠲

㠳

㠴

㠵

㠶

㠷

㠸

㠹

㠺

㠻

㠼

㠽

㠾

㠿

㡀

㡁

㡂

㡃

㡄

㡅

㡆

㡇

㡈

㡉

㡊

㡋

㡌

㡍

㡎

㡏

㡐

㡑

㡒

㡓

㡔

㡕

㡖

㡗

㡘

㡙

㡚

㡛

㡜

㡝

㡞

㡟

㡠

㡡

㡢

㡣

㡤

㡥

㡦

㡧

㡨

㡩

㡪

㡫

㡬

㡭

㡮

㡯

㡰

㡱

㡲

㡳

㡴

㡵

㡶

㡷

㡸

㡹

㡺

㡻

㡼

㡽

㡾

㡿

㢀

㢁

㢂

㢃

㢄

㢅

㢆

㢇

㢈

㢉

㢊

㢋

㢌

㢍

㢎

㢏

㢐

㢑

㢒

㢓

㢔

㢕

㢖

㢗

㢘

㢙

㢚

㢛

㢜

㢝

㢞

㢟

㢠

㢡

㢢

㢣

㢤

㢥

㢦

㢧

㢨

㢩

㢪

㢫

㢬

㢭

㢮

㢯

㢰

㢱

㢲

㢳

㢴

㢵

㢶

㢷

㢸

㢹

㢺

㢻

㢼

㢽

㢾

㢿

㣀

㣁

㣂

㣃

㣄

㣅

㣆

㣇

㣈

㣉

㣊

㣋

㣌

㣍

㣎

㣏

㣐

㣑

㣒

㣓

㣔

㣕

㣖

㣗

㣘

㣙

㣚

㣛

㣜

㣝

㣞

㣟

㣠

㣡

㣢

㣣

㣤

㣥

㣦

㣧

㣨

㣩

㣪

㣫

㣬

㣭

㣮

㣯

㣰

㣱

㣲

㣳

㣴

㣵

㣶

㣷

㣸

㣹

㣺

㣻

㣼

㣽

㣾

㣿

㤀

㤁

㤂

㤃

㤄

㤅

㤆

㤇

㤈

㤉

㤊

㤋

㤌

㤍

㤎

㤏

㤐

㤑

㤒

㤓

㤔

㤕

㤖

㤗

㤘

㤙

㤚

㤛

㤜

㤝

㤞

㤟

㤠

㤡

㤢

㤣

㤤

㤥

㤦

㤧

㤨

㤩

㤪

㤫

㤬

㤭

㤮

㤯

㤰

㤱

㤲

㤳

㤴

㤵

㤶

㤷

㤸

㤹

㤺

㤻

㤼

㤽

㤾

㤿

㥀

㥁

㥂

㥃

㥄

㥅

㥆

㥇

㥈

㥉

㥊

㥋

㥌

㥍

㥎

㥏

㥐

㥑

㥒

㥓

[添付11] 経営力向上計画に係る認定申請書および認定書の写し

指定様式に記入

※ 公募要領P.68～69に記載の評価項目「中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された事業」に該当する場合に、1申請につき1部提出する書類です。

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、中小企業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、各省庁に申請し認定を受けることができます。

・経営力向上計画について（計画策定にあたっては中小企業庁のHPを十分ご確認ください）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

・事業分野別指針について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

・事業分野と提出先

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/download/jiigyouteisyutu.xlsx>

➤ 認定を受けた経営力向上計画に係る認定申請書の別紙「6 経営力向上の内容」に下記の事業分野において事業分野別指針における「省エネ」の記載がすべてある場合、省エネルギー取り組みを実施する事業として評価をいたします。該当する場合には、実施計画書「1 - 1. 申請総括表」で中小企業等経営強化法の認定事業を「該当」とし、経営力向上計画に係る認定申請書および、認定書（いずれも写し）を添付してください。

➤ 経営力向上計画は、申請から認定までに通常30日程度の期間を要するため、これから申請を実施する場合には、十分に余裕を持って申請してください。仮に、本補助金の申請までに認定書の提出が間に合わない場合には、経営力向上計画に係る認定申請書の写しを提出し、認定書が交付され次第、速やかに提出してください。

・経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口） 中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 経営力向上計画制度・手続全般に関する問い合わせ窓口になりますので、個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関しては、各省庁の申請窓口にご直接お問い合わせください。本補助金の手続等に関しては、SIIへお問い合わせください。

【中小企業等経営強化法 事業分野別指針における「省エネ」の記載について】

事業分野別指針の該当箇所	
製造業	・第3の2の1のハ「省エネルギーの推進に関する事項」
卸売業	・第3の2の1のロの（1）の（ii）「設備の省エネルギー及び省力化の推進」 ・経営力向上の内容に関する事項「省エネルギー設備又はロボットの導入」
小売業	・第3の2の2のロの（2）の（ii）の（ロ）「エネルギーコストの最適化（省エネルギーの取組の推進）」
外食・中食産業	・第2の4の二「<コストの把握・削減に関する事項>」⑩、「<ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項>」⑪
旅館業	・第3の2の2の木「ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項」⑤、⑥、⑦、⑧
医療分野	・第3の2の表中「ICT投資・設備投資及び省エネルギー投資に関する事項」
貨物自動車運送業	・第2の2の2のハ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の2の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
船舶産業	・第3の2のイ「製品・サービスの力（製品の高性能化・引渡し後のサービス向上）」1ポツ目 ・第3の2のハ「造る力（生産効率・品質の向上）」6ポツ目
自動車整備業	・第2の2の1のロ（1）「設備投資に関する事項」 ・第2の2の1の木「省エネルギーの推進に関する事項」
建設業	・第3の1の六のロ「環境負荷軽減に配慮した事業の展開」
電気通信分野	・第2の2の1のハ「省エネ・共同調達等によるコスト削減」
不動産業分野	・第3の5の1「施設の運用コストの低減」
地上基幹放送分野	・第2の2の1のハ「省エネ・共同調達等によるコスト削減等」
石油卸売業・燃料小売業	・第3の1の六のイ「高性能な設備の導入」
旅客自動車運送事業分野	・第2の2の1のロ（2）「設備投資」 ・第2の2の1の木「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の2の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
職業紹介事業・労働者派遣事業分野	・第3の4の（4）「省エネルギーの推進によるコストの低減」
学習塾業分野	・第3の1の二「設備投資・IT投資に関する事項」
農業分野	・第2の4の四「環境に配慮した農業生産に係る事項」における省エネルギー技術

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、中小企業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、各省庁に申請し認定を受けることができます。

様式第1

認定申請書

経営力向上計画に係る認定申請書

sample

〇〇〇〇年〇月〇〇日

主務大臣名 〇〇〇〇 殿

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号

名称及び 〇〇工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 環境 太郎

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

経営力向上計画に係る認定書

認定書

〇〇〇〇年〇月〇日

sample

〇〇工業株式会社
環境 太郎 殿

主務大臣名 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けをもって別添資料により申請のあった経営力向上計画については、中小企業等経営強化法第17条第6項の規定に基づき認定する

経営力向上計画の作成・申請に当たっては、中小企業庁のHPの「経営力向上計画策定の手引き」等を必ず確認してください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

(別紙)

経営力向上計画

認定申請書

sample

1 名称等

事業者^{フリ}の氏名^ガ又は名称^ナ _____

代表者の役職名及び氏名 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____

法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業分野と事業分野別指針名



3 実施時期

年 月 ～ 年 月

P.34ページの表において「省エネ」の記載がある
事業分野および事業分野別指針であること

4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービス が対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状（数値）	B 計画終了時の目標 （数値）	伸び率 （(B - A) / A） （%）

6 経営力向上の内容

認定申請書

(1) 現に有する経営資源を利用する取組

(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組

sample

(3) 具体的な実施事項

	事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該非 (該当する場合は○)
ア	第2の2の一のホ		「省エネルギーの推進に関する事項」 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
イ	第2の2の二		「省エネルギーの推進に関する事項」 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
ウ	P.34ページの事業分野別指針の 該当箇所全ての記載があること			

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

8 経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1			国A・国B・国C		
2			国A・国B・国C		
3			国A・国B・国C		

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

- 「8 経営力向上設備等の種類」に、本補助金で申請する設備を記載していない場合であっても、申請は可能です。
- 実際に取得する設備の名称／型式が、「8 経営力向上設備等の種類」の記載内容と相違することとなった場合には、速やかに経営力向上計画相談窓口、又は事業分野ごとの申請窓口へ連絡し、対応してください。

[添付12] 省エネ診断報告書(表紙)の写し

自由書式

※ 公募要領P.68～69に記載の評価項目「2018年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業」に該当する場合に、1申請につき1部提出する書類です。

平成30年度(2018年度)以降に、以下いずれかの事業による省エネルギー診断を受診した場合は、受診した省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。

- 「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」

○「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」

○「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」

○「地域プラットフォーム構築事業」

○「平成29年度補正予算 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業」

提出する表紙にて以下の項目が判別できない場合は、2ページ目以降で記載のあるページも提出してください。

- ① 診断受診企業名

② 診断実施事業者名

③ 診断実施場所

④ 診断実施年月日

⑤ 省エネ診断報告書だということ

⑥ いずれの事業であるかが判断できる文言や、整理番号等（「PF事業者」、「XX年度プラットフォーム事業」の文言や、「整理番号（「F」や「B」から始まる番号）」が記載されていること

③

実施場所	〇〇県〇〇市・・・▲▲工場
〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇

①

株式会社〇〇製菓 御中

sample

⑥ F〇〇〇〇

⑥ 令和2年度 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業

⑤ 省エネ診断報告書

② PF事業者 : △△環境調査センター

④ 診断実施日 : 令和2年12月15日

⑥

平成30年度 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業

sample

① 株式会社〇〇工業 様

⑤ 省エネ診断結果の報告書

④ 平成30年11月10日

事業者名	株式会社〇〇工業	報告書の 整理番号	KS- XXXXXXXXXX
事業実施 場所名	本社第2工場		
事業実施 場所 所在地	神奈川県〇〇市〇〇町1-2-3		
実施機関 名称	株式会社〇〇エネルギーマシント	機関コード	SS 〇〇〇〇
省エネ 診断	官理責任者 氏名	フリガナ	〇〇 〇〇
	氏名		〇〇 〇〇
	専門責任者 氏名	フリガナ	〇〇 〇〇
	氏名		〇〇 〇〇
	専門責任者 氏名	フリガナ	〇〇 〇〇
	氏名		〇〇 〇〇
診断実施日	平成30年10月25日	実施時間	9:00 ~ 17:00
実施 説明	実施説明者 氏名	フリガナ	〇〇 〇〇
	氏名		〇〇 〇〇
	実施説明日	平成30年11月22日	実施時間

38

[添付14] 中長期計画書の写し

指定様式に記入

※ 公募要領P.11～14に記載の大企業が「中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者」として申請する場合、1 申請につき 1 部提出する書類です。

大企業が実施計画書「1-1. 申請総括表」で申請要件を「ベンチマーク改善事業」とする場合は、省エネ法に基づき提出する中長期計画書の該当箇所の写しを提出してください。

※ 2021年度に、省エネ法に基づき提出する「中長期計画書(写し)」にあたっては、提出予定のものでも可とする。

※ 2020年度以前に、省エネ法に基づき提出した「中長期計画書(写し)」にあたっては、提出済みのものを必須とする。

【留意事項】

- 設備使用者が複数の場合は、全ての大企業である設備使用者が要件の対象となります。

様式第 8（第 35 条関係）

※受理年月日

※処理年月日

省エネ法の中長期計画書（かがみ）

中 長 期 計 画 書

sample

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 1 5 条第 1 項、第 2 6 条第 1 項又は第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号

0123456

事業者の名称

主たる事務所の所在地

〒

主たる事業

細分類番号

エネルギー管理統括者の
職名・氏名

職名
氏名

エネルギー管理企画推進者の
職名・氏名・勤務地・連絡先

職名
氏名
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号
勤務地 〒
電話（ — — ）
FAX （ — — ）
メールアドレス

正確にポータルへ入力してください

中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の数値がベンチマーク目標値（P.41参照）を超えていることを確認し、区分および2030年度(目標年度)数値をマーキングして提出してください。

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

省エネ法の中長期計画書（2枚目）

1. 前年度のエネルギー使用量等

エネルギー使用量 (原油換算 k1)	
-----------------------	--

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 k1)
大企業はSクラスもしくは 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度） の見込みがベンチマーク目標値（P.41参照）を達成することが必須			

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					目標年度 2030 年度
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	
1 A	1.0 (k1/t)	0.95 (k1/t)	0.95 (k1/t)	0.90 (k1/t)	0.90 (k1/t)	0.5 (k1/t)

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/ 年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
高効率ポンプ導入	〇〇向け	A工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	〇〇k1/年	〇〇	
コンプレッサー導入工 事	〇〇向け	B工場	2021 年 10 月 2022 年 1 月	〇〇k1/年	〇〇	
コジェネ装置によるエ ネルギー削減	〇〇向け	B工場	2021 年 10 月 2022 年 1 月	〇〇k1/年	〇〇	
合計				k1		
うちベンチマーク指標対 象範囲の期待効果				k1		
原単位削減期待効果				%		
うちベンチマーク指標対 象範囲の期待効果				%		

大企業はSクラスもしくは2030年度のベンチマーク指標が下表の目標を超える必要があります。

【ベンチマーク対象業種一覧】（令和3年度4月1日施行）

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）		ベンチマーク目標
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量		0.531kℓ／t以下
1 B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和		0.150kℓ／t以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和		0.360kℓ／t以下
2	電力供給業	火力発電効率A指標 火力発電効率B指標		A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和		3,739MJ／t以下
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ／t以下 再エネ使用率 72%未満：－23,664×（再エネ使用率）＋23,664MJ/t以下 再エネ使用率 72%以上：6,626 MJ/t以下	
4 B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量		4,944MJ／t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量		0.876以下
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量		11.9GJ／t以下
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和		3.22GJ／t以下
7 A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値		707kWh／百万円以下
7 B	小型コンビニエンスストア業			308kWh／百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値		0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値		0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値		0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値		0.0305kl/m ² 以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値		1.00以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ学部構成の大学の平均的なエネルギー使用量にて除した値		0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を当該パチンコホールと同じ規模、遊技機台数、年間営業時間のパチンコホールの平均的なエネルギー使用量にて除した値		0.695以下

[添付16] ベンチマーク改善に資することが認められる資料

指定様式に記入

※ 公募要領P.68～69に記載の評価項目「ベンチマーク改善に資することが認められる事業(企業体が大企業の場合は除く)」に該当する場合に、1 申請につき 1 部提出する書類です。

実施計画書「1-1. 申請総括表」でベンチマーク改善に資することが認められる事業を該当とした場合は、定期報告書のかがみと特定第6表の該当する箇所をマーキングしたうえで提出してください(ベンチマーク対象業種は公募要領P.15参照)。

● 定期報告書 かがみ 例

様式第9 (第36条関係)

sample

※受理年月日

※処理年月日

定期報告書

殿

年 月 日

住所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第16条第1項、第27条第1項又は第38条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

● 定期報告書 特定－第6表 例

特定－第6表 ベンチマーク指標の状況 (該当する事業者のみ記入)

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kt)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマ ーク指標 の見込み	達成 率	目標年度 における 目標値 (単位)
			2016年 度	2017年 度	2018年 度	2019年 度	2020年 度			
3	セメント製 造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,950 MJ/t	50%	3,739 MJ/t
6	ソーダ工 業	200,000	3.30 GJ/t	3.25 GJ/t	3.25 GJ/t	3.20 GJ/t	3.20 GJ/t	3.10 GJ/t	0%	3.22 GJ/t

備考 1 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。

2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。

達成率＝(①－②) / (①－③)

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

特定－第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

※ ベンチマーク対象業種である「9.百貨店業」および「10.食料品スーパー業」は下図（業態分類表より抜粋）のように定められています。事業実施場所の業種がベンチマーク指標の区分と一致するか確認してください。
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-1/pdf/6h26k-gyoutai.pdf>

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等 (注2)	売場面積	備考
1.百貨店	×	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他(＝住)にわたる各種商品を小売り、そのいずれも小売販売売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	
(2) その他百貨店				
2.総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	
(1) 大型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	
(2) 中型総合スーパー				
3.専門スーパー	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 種・種苗」が0%を超え70%未満	250㎡以上	
(1) 衣料品スーパー				
(2) 食料品スーパー				
(3) 住関連スーパー うちホームセンター				

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59, 60)に分類して集計したものをいう。

[添付19] 補助事業の実施体制

指定様式に記入

組み合わせ申請し、かつ共同申請する場合に作成、提出してください。
様式の詳細については、別途公開の「交付申請の手引き (A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」を参照してください。

[添付20] 対象設備に関するリース契約書案
[添付21] 対象設備に関するリース料計算書

指定様式に記入
自由書式

※ 事業区分(C)の単独申請の場合に使用してください。

リース事業者と共同申請する場合に作成、提出してください。
SIIフォーマット「添付20 リース契約内容申告書」、及び「添付21 対象設備に関するリース料金計算書」をダウンロードし、必要事項を入力して作成します。

※ SIIフォーマットのダウンロード方法については、P.25「指定様式のダウンロード」を参照してください。
※ 作成方法については、SIIフォーマット内「作成例」シートを参照してください。

● リース契約内容申告書 例

記入例

リース契約内容申告書

※ 複数のリース契約により設備を調達する場合、契約毎に提出してください。

※ リース事業者がリースに必要となる設備の仕様を決定し、リース料金を算出する。リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。

リース期間：84ヶ月

リース開始日：2021年10月10日

リース終了日：2025年10月10日

リース料：24,700,000円

リース料金の計算方法：リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。

リース料金の計算方法：リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。

● 対象設備に関するリース料金計算書 例

リース料金計算書

※ 複数のリース契約により設備を調達する場合、契約毎に提出してください。

※ 料金はリース期間中にリース料金を支払う。リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。

リース料金の計算方法：リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。

リース料金の計算方法：リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。リース料金はリース期間中にリース料金を支払う。

[添付22] ESCO契約書案
[添付23] ESCO料金計算書

C 自由書式

ESCO事業者と共同申請する場合に作成、提出してください。

- SIIフォーマットの提供はありません。
- ESCOを利用する場合の注意事項については、公募要領P.16【共同申請に該当する申請】－「導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合」－「(1)ESCOを利用する場合」を参照してください。
- 地方公共団体等が実施する公募型ESCO事業の場合は以下の資料の写しを添付してください。
 - 提案募集要項（地方公共団体作成）
 - コンペ等への参加表明書がみ
 - 審査結果通知、審査結果が公表されているもの（ホームページ等）
 - グループ構成表
 - ESCO契約に関する保証書、覚書

※ 公募によって書類の名称が一致しないため、内容が該当するものを提出すること

[添付24] 商業用ビル等の場合の証憑

自由書式

- ・店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出してください。
- ・申請者が店子(A)であり、そのエネルギー管理単位の下に他のエネルギー使用者(B、C…)を含む場合は、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C…)との契約書等の写し及び建築物の所有者からの「添付25 設備設置承諾書」を提出してください。

[添付25] 設備設置承諾書

指定様式に記入

店子が申請する等、申請者以外が所有する建物、土地等に設備を設置する場合、当該所有者に設備設置の承諾を得たことを示す「設備設置承諾書」を提出してください。

- ・SIIフォーマット「添付25 設備設置承諾書」をダウンロードし、必要事項を入力して作成します。
※ SIIフォーマットのダウンロード方法については、P.25「指定様式のダウンロード」を参照してください。
※ 作成方法については、SIIフォーマット内「作成例」シートを参照してください。
- ・**所有者の押印が必要**です。建物の所有者が複数の場合は、全ての所有者分の「設備設置承諾書」を用意し、それぞれ押印を取得してください。
- ・設備設置承諾書の提出が必要となる具体的な例は、下表のとおりです。なお、下表にない場合でもSIIから提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

提出が必要な具体例(一例)			備考
①	建物所有者名	共創花子	建物所有者名と設備使用者名が異なる。 (店子が設備所有し、申請する場合等)
	設備使用者名	〇〇株式会社	
②	建物所有者名	環境太郎	設備使用者(法人)の代表者と建物所有者は一致。 しかし、建物所有者名と設備使用者名が異なる。
	設備使用者名	〇〇株式会社	
	設備使用者代表者名	環境太郎	
③	建物所有者名	△△ホールディングス株式会社 (△△精密工業の親会社)	設備使用者の親会社が、建物所有者。 このため、建物所有者名と設備使用者名が異なる。
	設備使用者名	△△精密工業株式会社	

● 設備設置承諾書 例

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合、
提出してください。
青背 に塗りつぶされている箇所を入力し、出力してください。

設備設置承諾書

2021 年 月 日

承諾した年月日を入力してください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表 理事 村 上 孝 順

住所

名称

代表者名

〇〇株式会社

建物の所有者情報(住所、名称、代表者名)を入力してください。

承諾者にあわせて「当社」か「私」を選択してください。

当社は、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程第9条、第24条及び第25条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの事業に財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

1. 建物の所在地および名称
1-1 申請総括表 事業実施場所の通り。

2. 設備の設置者
様式第1 交付申請書の申請者の通り。

3. 補助事業の名称
1-1 申請総括表 補助事業名の通り。

4. 設置される設備の概要
既存設備と導入設備の比較表、導入設備一覧、及びシステム概要図の通り。

5. 設備の処分制限期間
廃注区分表の通り。

※ 申請者及び承諾者が本紙のコピーを保管すること。

- ・建物の所有者情報(「住所」、「名称」、又は「代表者名」)を入力してください。
- ・個人所有の場合は、「名称」は空白とし、「代表者名」に所有者名を入力してください。
- ・建物所有者の押印を必ず取得してください。
- ・承諾者に応じて、「当社は」、又は「私は」を選択してください。
- ・所有者が複数の場合は、それぞれの所有者に「設備設置承諾書」の作成を依頼してください。

[添付26] 事業実施に関連する事項	指定様式に記入
--------------------	---------

実施計画書「1-1-3. 事業実施に関連する事項」のいずれかで「有り」とした場合、その詳細を記入してください。

「実施計画書 1 - 1 - 3」で当てはまる場合に作成必要。該当しない場合は作成不要

事業実施に関連する事項

(1) 他の補助金との関係

※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。
※記載する補助金の内容については、国や民間・団体などに関わらず、具体的に交付元・工事内容・金額などを記載すること。（申請中でも必ず記載すること）

(2) 過去の補助金との関係

今回の工事が影響する範囲に、過去に国からの補助金（負担金、利子補給並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の交付を受けている場合には、当該事業との関係を記述すること。
※補助事業名、交付時期、対象範囲を記載のこと。
※必要であれば、別紙を添付すること。

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

①本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その所得状況及び見通しを記載のこと。
②申請者：申請者が国、自治体からすでに受けている許認可について全て記載のこと。

(4) その他事実上問題となる事項

※事実上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

[添付30] 製品カタログ	自由書式
---------------	------

事業区分(C)の単独申請の場合は、以下の説明に従って、既存設備、導入予定設備の製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。

- 既存設備
既存設備のカタログ(又はメーカー発行の仕様書)を入手・提出してください。但し、指定計算において、ポータルに登録された仕様を基に計算を行う場合は、添付不要です。
※ 各設備区分(種別毎)の提出すべき書類の詳細については、別途公開の「省エネルギー量計算の手引き」-「必要添付書類」を参照してください。
- 導入予定設備
導入予定設備を登録する際に「型番マスタ」に登録されていない型番を選択した場合は、販売事業者やメーカーから入手した製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。
※ 「型番マスタ」に登録されている型番を選択した場合は、原則、導入予定設備の製品カタログの添付は不要です。

[添付31] 年度またぎ事業となる事由及びその確証**自由書式**

2021年度、2022年度の2か年にまたがる事業であり、2022年の2月～4月において事業を実施せざるを得ない外的要因または特段の事由を具体的に記載し、その確証を添付してください。
詳細は公募要領P.57以降を参照してください。

【年度またぎ事業の例】

➤ 例 1

「A社工場は、5月～翌年2月までは繁忙期であり、本期間内に生産を停止した場合、取引先に多大な影響を与えるため、生産を停止することができない。このため法定点検は3月～4月に予定している。取引先との契約及び法定点検時期を踏まえると、工場の稼働を停止した3月～4月のタイミングで省エネ投資をする必要があり、年度またぎ期間に設備更新の工事を実施する。」

➤ 例 2

「B社工場は供給先との契約上、従来より指定された期間は稼働し続けることが定められている。本設備更新工事は、工場の稼働停止が必須条件であるため、供給先との契約上で稼働停止が可能である年度またぎ期間に補助対象となる工事を実施せざるを得ない状況である。」

➤ 例 3

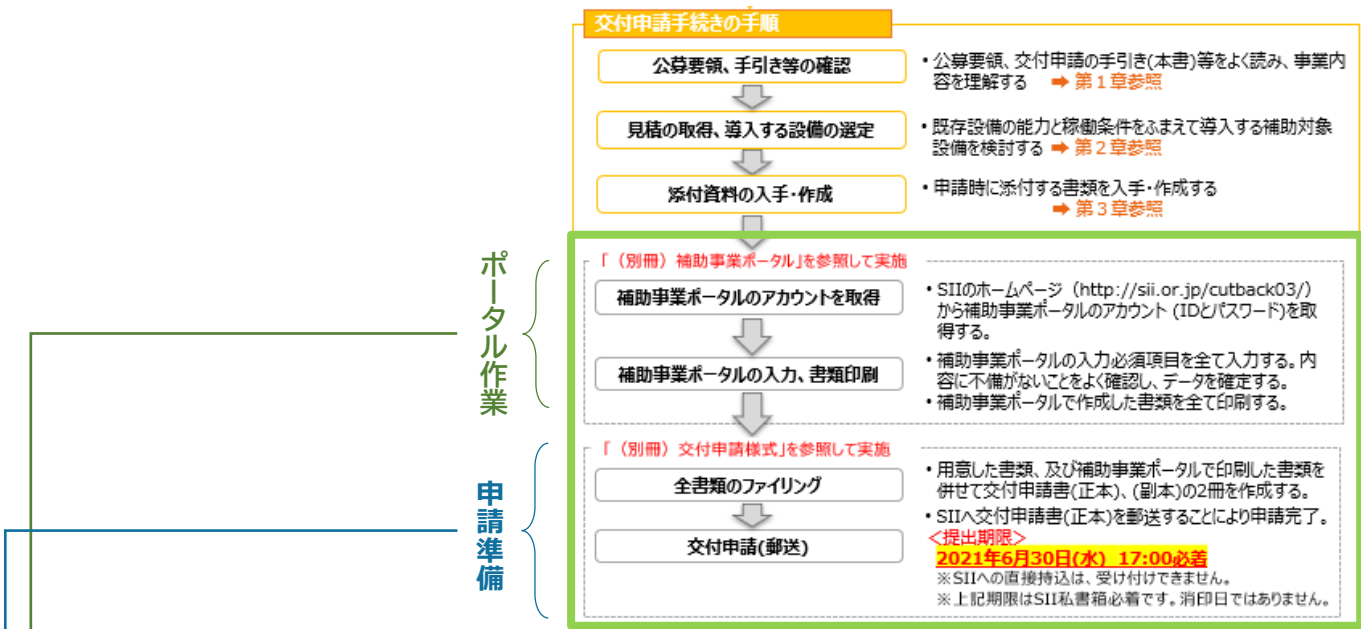
「C社プラントはコンビナートの一部に設置されており、周辺地域工場の法定検査に合わせて3月～4月のみ停止することができる。そのため、本事業で実施する工事のうち、補助対象となる既存配管の改造工事については、プラントを停止する年度またぎ期間に実施せざるを得ない。」

以降の手順、その他事項について

交付申請までの残手順

第3章までの説明で、P.5で示した手順(下図参照)の「添付資料の入手・作成」までが終わりました。
下図 で囲った残る手順は、以下に示す別途公開の手引きを参照して、実施してください。

● 交付申請手続きの流れ(P.5より)



→ <ポータル作業> → 「(別冊) 補助事業ポータル」 参照

※ポータル入力時の細かな注意事項、及び画面イメージの詳細について、説明しています。

補助事業ポータルのアカウントを取得

- ・SIIのホームページ (<http://sii.or.jp/cutback03/>) から補助事業ポータルのアカウント (IDとパスワード) を取得する。

補助事業ポータルの入力、書類印刷

- ・補助事業ポータルの入力必須項目を全て入力する。内容に不備がないことをよく確認し、データを確定する。
- 補助事業ポータルで作成した書類を全て印刷する。
- ※ポータル出力書類については次ページも参照してください。

<申請準備>

→ 「(別冊) 交付申請様式」 参照

※ポータル出力書類の例、及び確認する際の注意点について、説明しています。
※確認の結果誤りがあった場合は、紙面上の修正ではなく、必ずポータルを修正してください。

全書類のファイリング

- ・用意した書類、及び補助事業ポータルで印刷した書類を併せて交付申請書(正本)、(副本)の2冊を作成する。

交付申請(郵送)

- ・SIIへ交付申請書(正本)を郵送することにより申請完了。
- <提出期限>**
2021年6月30日(水) 17:00必着
※SIIへの直接持込は、受け付けできません。
※上記期限はSII私書箱必着です。消印日ではありません。

<参考> 事業区分(C)のポータル出力書類

事業区分(C)の申請書類のうち、ポータルで作成・印刷する書類は下表の網掛け行に示すとおりです。

<提出書類一覧>

凡例

<提出要否>

- = 必須
- = 該当申請のみ提出
- = 区分(C)単独で申請する場合に提出

<様式の区分>

- ポータル出力 = ポータルから印刷して提出
- 指定 = SIIフォーマットで提出
- 自由 = 申請者が独自に作成・入手して提出
- 定型 = 規定の書面を外部から入手して提出

種類	No	文書番号	書類名称	提出要否	様式の区分	備考
事業区分共通の提出書類	1	様式第1	交付申請書（かがみ）	●	ポータル出力	
	2	様式第1	交付申請書（2枚目）	●	ポータル出力	
	3	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助地金の配分額	●	ポータル出力	
	4	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●	ポータル出力	
	5	別紙3	役員名簿	●	指定	
	6	1-1	実申請総括表	●	ポータル出力	
	7	1-1（別紙1）	事業者情報	●	ポータル出力	
	8	1-1（別紙2）	手続担当申請書	○	ポータル出力	
	9	1-1-2	資金調達計画	●	ポータル出力	
	10	1-1-3	事業実施に関連する事項	●	ポータル出力	
事業区分別の提出書類	36	C-2-2	省エネルギー計算総括表	□	ポータル出力	
	38	C-2-2-1	エネルギー使用量計算書（設備毎/導入予定設備）	□	ポータル出力	
	39	C-2-2-2	エネルギー使用量計算書（設備毎/既存設備）	□	ポータル出力	
	42	C-2-4	発注区分表（C）	●	ポータル出力	
	44	C-2-6	導入設備一覧	●	ポータル出力	
	45	C-2-7	見積書	●	自由	
その他必要書類（添付）	82	添付1	会社情報（法人概要申告書）	●	自由 指定	
	83	添付2	決算書	●	自由	
	84	添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	指定	
	85	添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書B	●	定型	
	86	添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	定型	
	89	添付8	省エネルギー量独自計算書	○	自由 指定	[ユーティリティ設備]独自計算選択時に提出
	90	添付9	製品情報証明書	○	指定	[生産設備]指定計算選択時に提出
	92	添付11	経営力向上計画に係る認定申請書および認定書の写し	○	指定	評価項目該当者は提出
	93	添付12	省エネ診断報告書（表紙）の写し	○	自由	評価項目該当者は提出
	95	添付14	中長期計画書の写し	○	指定	
	97	添付16	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	指定	評価項目該当者は提出
	100	添付19	補助事業の実施体制	○	指定	組み合わせ申請し、かつ共同申請の場合に提出
	101	添付20	対象設備に関するリース契約書案	○	指定	
	102	添付21	対象設備に関するリース料計算書	○	指定	リース契約時に提出
	103	添付22	ESCO契約書案	○	自由	
	104	添付23	ESCO料金計算書	○	自由	ESCO契約時に提出
	105	添付24	商業用ビル等の場合の証憑	○	自由	
	106	添付25	設備設置承諾書	○	指定	
	107	添付26	事業実施に関連する事項	○	指定	
	111	添付30	設備の製品カタログ	○	自由	
	112	添付31	年度またぎ事業となる事由及びその確認	○	自由	

＜参考＞ 着工前写真の撮影 ※交付決定前に設備を撤去する場合

交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合は、置き換える既存設備が示せる写真及び図面を準備しておく必要があります。撮影した写真は、交付決定後にSIIに提出します。

※ **撤去工事以外の着工は、必ず交付決定日以降に実施してください。**

着工前写真撮影にあたっての注意事項

- 公募開始前の撤去ではないことを示す証憑として、申請書番号（BAA210-01-●●）をA3用紙等に印刷したものを、既存設備と共に撮影してください。
※ 「申請書番号」とは、補助事業ポータルに申請内容を入力した際、「一時保存」もしくは「確認」を行うと申請内容の最上段に表示される「BAA210-01-●●」から始まる英数字です。
- 設備が設置してあることが分かるように、既存設備の全体を撮影してください。その際、1枚の写真に複数設備をまとめて撮影しても構いません。
- 写真は撮影位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備等（事業前後の比較にも使用できるように、工事で変化しないものが望ましい）を1枚の写真の中に写しこむようにしてください。
- 着工前写真のまとめ方例を参照し、写真に写した既存設備と旧設備図面の整合を取ってください。
 - ✓ 旧設備図面の全体像（複数枚可）がわかるように撮影されていること。
 - ✓ 階(フロア)ごと、部屋ごと、設置場所ごと等に撮影されていること。
 - ✓ どこから撮影したかが図面内で示されていること。
- 機器型番・製造番号等の銘板のあるものは、銘板単体でも撮影してください。
※ 銘板写真には申請書番号を写しこむ必要はありません。
※ 銘板がなく、設備に機器型番が刻印されている場合は刻印部分も撮影すること。
- 既存設備の撤去後は撮影できなくなるため、必要な写真の撮り残しをしないようにしてください。
- 申請書番号や銘板の文字等が見えるよう、写真の撮り方や解像度等を工夫し、第三者が文字等を識別できる写真にしてください。
※ 見えない、読めない等の不明確な部分は、補助対象外となることがあるので留意してください。

撮影した写真のまとめ方

撮影した写真は、着工前写真のまとめ方例を参考に旧設備図面（撮影位置・方向を記載し、撮影したものが特定できるよう番号等を付与）と共に、A4ファイルに綴じてください。

※ 印刷または貼り付けた写真および説明文が綴じ代にかかり見えなくならないようにご注意ください。
まとめたA4ファイルは、交付決定後、SIIに提出していただくことになります。

着工前写真のまとめ方例

A4用紙 1 枚当たり写真2～4枚を印刷、又は貼り付けし、**写真横に撮影した写真の説明文を付けてください。**
撮影したものが特定できるように旧設備図面（平面図など）に番号、記号等を付与し添付してください。
※旧設備図面については「○-2-8.旧設備の撤去範囲」を使用しても構いません。

全体写真

写真①

写真②

写真①

- ・ 冷蔵庫 No. 1、No. 2
- ・ 設置予定位置
- ・ 撤去予定既存冷蔵庫
- ・ 図面番号 123-456

設備予定場所を油性ペン等でわかりやすく示すこと
(PCで図形を上書きしても良い)

撤去対象の旧設備も撮影
(新設の場合や更新設備の設置場所が違う場合は、その設置予定場所も撮影すること)

写真②

- ・ 空調室内機 No. 3、No.4
- ・ 設置予定位置
- ・ 撤去予定既存空調室内機
- ・ 図面番号 123-456

銘板写真

※銘板写真イメージ

機械の種類	冷蔵庫
型 番	ABCDEFGH
製 造 番 号	ABC-52749
製 造 年 月	平成28年01月

機械の種類	冷蔵庫
型 番	ABCDEFGH
製 造 番 号	ABC-29186
製 造 年 月	平成28年01月

機械の種類	室内機
型 番	XYZ00
製 造 番 号	XYZ-12345
製 造 年 月	平成28年01月

※鮮明に撮影すること。文字が読み取れない場合、再提出を求める場合がある

旧設備図面

図面番号 123-456

No. 1

No. 2

写真①

写真②

No. 3

No. 4

撮影した設備の写真と図面を一致・対応させること

※図面はイメージです

お問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL : 0570-055-122 (ナビダイヤル)
042-303-4185 (IP電話からのご連絡)

受付時間 : 平日の10:00~12:00、13:00~17:00
(土曜、日曜、祝日を除く)
通話料がかかりますのでご注意ください。

SIIホームページURL
事業ページURL

<https://sii.or.jp/>
<https://sii.or.jp/cutback03/>



事業ページQRコード